

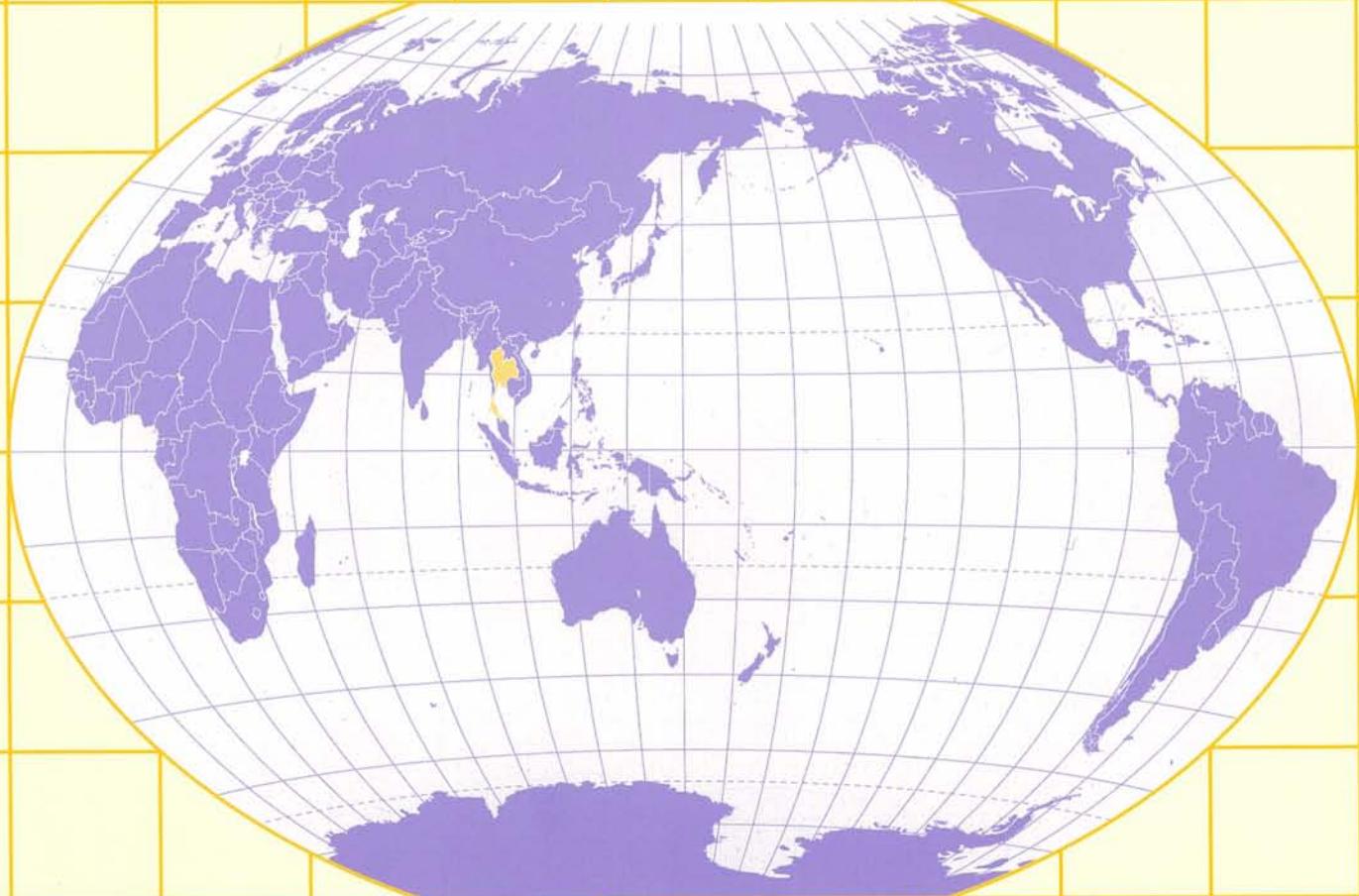


海外消防情報
シリーズ

12

タイの消防事情

[2005年12月]



海外消防情報センター

海外消防情報シリーズ 12

タイの消防事情

(2005年12月)

海外消防情報センター

はしがき

本書は、海外消防情報センターが海外主要国の消防事情について、シリーズでその概要を紹介する計画のもとに既に作成したイギリス・ドイツ・フランス・アメリカ・韓国・中国・フィリピン・マレーシア・インドネシア・ベトナム・オーストラリアの11か国の消防事情に次いで、同シリーズの第12号として、「タイの消防事情」について編集したものである。

本書の編集に当たっては、本シリーズの既刊の各書同様、総務省消防庁のご指導とご協力を得、さらに関係の機関、団体等のご協力やご教示をいただき、海外消防情報センターが収集している資料等に基づき、取りまとめた。

海外消防情報シリーズ5号からは、アジア諸国の消防事情を取り扱っているが、これらについては、関係各国の比較等の便宜のため冒頭に「アジア諸国の消防事情一覧表」を載せることとした。

タイの消防行政については、従来、首都バンコクは、国の直轄で警察消防局が担当し、その他の地域については、自治体消防となっていたが、2002年12月にバンコク消防局がバンコク都に移管された。この移管に伴う制度上の変更についての詳細な情報が不明であり、また、バンコクについては、比較的統計資料も得られていたが、以前から自治体消防の部分については、ほとんど資料が得られていない状況であった。このため、全国的な統計も不明の部分が多く、資料・情報の不足等により、未だ不十分の分野が多く残されているが、できるだけ早く作成するようという要請もあり、それらの点については今後、機会をみて補完修正することとし、一応このように取りまとめた次第である。

最近のタイの消防全般について概略的に紹介した文献がわが国において少ない現状からみて、多少の不十分さを認めながらも、タイの消防事情について関心のある人達に、本書が一応の知識・情報を与えることができれば幸甚である。

なお、さらに専門的にタイ消防の特定分野について詳しく知りたい向きは、本書の参考文献等を頼りにそれぞれの資料や著作にあたっていただきたいと思う。

2005年12月

海外消防情報センター

編 集 方 針 等

- ・ 本書は、世界主要国の消防事情について、それぞれ概略的に取りまとめていく計画の中で、その第12巻として「タイの消防事情」についてまとめたものである。
- ・ 日本とタイでは消防機関の担っている業務の範囲が異なるところもあるので、本書の対象は、日本の消防機関が行っている業務について、タイの状況を記述し、タイの消防・防災機関等が行っている業務で特徴的なものは、その摘要を記述した。
- ・ 本書は、タイの消防事情全般について、概略的な知識を得ることを目的としてその大要を記述したものであって、専門的に特定の分野について、さらに詳しく知りたい向きは、参考文献等を手掛かりにして、専門的な文献・資料等に当たっていただきたい。
- ・ 本書の取り扱う範囲が広く、各種の文献・資料等を参考にしたので、例えば同じ事柄について引用した文献等の統計の数字が記載する場所によって異なっているところもあるが、明らかに間違っていると思われる場合を除き、制度の概要を知る上で格別支障がないと考えられる場合は、そのままにしてある。
- ・ タイの消防制度は、首都バンコクについては国の警察消防、地方については自治体消防となっていたが、2002年12月にバンコク消防局がバンコク市に移管された。従来から、自治体消防の部分についてはほとんど資料が得られていない状況であり、そのため、全国的な数値も不明な点が多くあった。それらについては、今後新しい資料等で補って参りたい。
- ・ 年号については一般的には西暦によったが、タイでは仏暦が用いられているので、仏暦を記載した場合には西暦も記載し、さらに歴史的なもの等については、和暦も併記した。なお、仏暦は、西暦よりも543年多い。

例 仏暦2500年…西暦1957年、仏暦2543年…西暦2000年

- ・ 記載項目については、はじめにタイの概要について概観し、以下タイの地方制度、消防・防災組織、消防職員、消防の担当業務等、消防に関する基準・認証、消防財政、教育・訓練、救急・救助、消防車両等の保有状況、各種災害の状況等、バンコク都の消防事情について記載した後、タイの消防法（正確には、「火災の危険の防止及び抑制法」）（仮訳）と関係する参考文献を掲載した。

アジア諸国の消防事情一覧表

(日本を除きアイウエオ順)

^{注1}：中国の面積・人口には、台湾（面積36万km²、人口2,209万人）は除外してある。

	インドネシア	韓国	タイ	中国	フィリピン	マレーシア	ベトナム	日本
消防車(台)	?	2,225	?	約10,000 123,361	1,066 70,502	281 78,932	229 341,210	22,989 (うち常備 7,967) 5,521 (常備のみ 15,931)
消防車1台当人口(人)	?	20,886	?	179,955 (1999) 1.46	7,537 1.00	26,800 7.49	989 (1999) 0.13	63,591 (2001) 5.01
火災件数(件)	?	34,844 (2000) 7.50	2,065 (1990) 0.34	179,955 (1999) 1.46	7,537 1.00	26,800 7.49	989 (1999) 0.13	63,591 (2001) 5.01
人口万人当火災件数(件)	?	546	0.004	24 (1988) 0.022	2,722 (1997) 0.049	369 0.004	8 0.007	2,195 (2001) 0.173
火災による死者(人)	?	0.118						
人口万人当火災による死者(人)	?	?	0.004	24 (1988) 0.022	2,722 (1997) 0.049	369 0.004	8 0.007	2,195 (2001) 0.173
消防学校・消防大学等の教育訓練機関	ジャカルタ市消防局に消防学校があり、他からも受け入れている	中央消防学校 地方消防学校 (5校)	中央訓練センター (建設中。2000年4月一部開校) 他に4地区に計画	消防指揮学校 (5校) 武警学院 (消防課程)	公安大学校の管理下に国立消防学校がある	消防救助アカデミー 1校・分校建設中 地域訓練センター 4	警察・消防大学校	消防学校：道府県、東京消防庁、7政令市で設置 消防大学校：国設置
ボランティア消防(隊/人員)	?	2,832/83,835	/211,900	135,000/3,000,000	627/8,458 ?	227/13,191	30,000/500,000	3,627/937,169 (2002)
三大火災原因	電気ショート (200V) 石油コシロ たばこ	電気 たばこ 放火	電気のショート たばこ ガス爆発	電気 たばこ 予防法規違反	電気 裸火 自然発火	焚き火 たばこ 漏電等	漏電 料理コンロ 放火 (ホーチミン)	放火 たばこ ガスこんろ (2001)
通報手段	113 110/112 118 (一部)	119 112 119	199 191/123 交通 193 252-2171～5	119 — —	119 (警・消・救共通) マニラ セブ ダバオ 117 160,999 110	994/999	114 113 115	119 110 119
首都の消防都	ジャカルタ特別市	ソウル特別市	バンコク ハノイ コク 北 京 市	メトロ マニラ タクロブル ハノイ ノ	クアラルンプール ハノイ ノ	ハノイ ノ	1 1	東京都 (23区)
面積(万km ²)	0.066 911.3 (1995)	0.061 1,023.1 (1995)	0.157 約800	1.8 1,129.9 (1995)	993	0.0238 125 (1999)	0.150 276	0.175 796.8 (23区のみ) 1,174 (受託地域等を含む) (1996)
消防機関名	ジャカルタ特別市消防局	ソウル特別市消防防災本部	バンコク都消防局 (2002年12月に国直轄から移管)	北京市消防局	首都圏消防局	クアラルンプール連邦 地区消防局	ハノイ警察消防局	東京消防庁
消防署	5	21 4,997 417	34 1,500 189	40 3,050 171	22 2,493 112	13 537 17	6 237 17	79 17,998 6,380
消防職員(人)	2,606 140							
消防車(台)	789 17	7,058 (2000) 100 (2000)	1,353 21 (1988)	4,547 (1997) 63 (1997)	7,537 (2000) 369	?	154 (1999) 5	4,978 (2000) 91
火災件数(件)								
火災による死者(人)								

注2：消防車数には、一般の消防車（水槽付を含む）で可動のものとし、化学消防車、はしご車等は含まない。ベトナム関係は保有消防車中可動の台数が不詳であるので、保有台数に0を乗じた。

タイの消防事情

<目 次>

はしがき

編集方針等

アジア諸国の消防事情一覧表

図表一覧

I タイの概要	1
1 概況	1
2 政治形態	1
II タイの地方制度	4
1 地方制度に関する憲法の規定	4
2 地方行政の単位	5
3 地方自治体	8
III 消防・防災体制	16
1 消防体制の沿革	16
2 現在の消防体制	16
3 防災体制	24
IV 消防職員	25
1 消防職員の種類と人員	25
2 労働基本権	25
3 公務災害	25
4 勤務体制	25
5 階級制度	25
6 非常勤消防職員	25
V 消防の担当業務等	26
1 消防の担当業務	26
2 防火対象物・消防水利・道路事情	27
VI 消防関係の基準・認証	29
VII 消防財政	30
VIII 教育・訓練	31
1 教育・訓練機関	31
2 教育・訓練の内容	31

IX 救急・救助	32
1 救急	32
2 救助業務	32
X 消防車両等の保有状況	33
1 概況	33
2 バンコク消防の保有消防車両等（1999年現在）	33
XI 各種災害等の状況	34
1 火災の状況	34
2 その他の災害	37
3 緊急通報	39
 附 I バンコク都の消防事情	40
1 概況	40
2 現在の消防体制	40
3 火災の状況	40
4 消防車両の保有状況	40
5 救急・救助	40
6 消防財政	41
7 その他	41
 附 II 火災の危険の防止及び抑制法（仮訳）	42
 「タイの消防事情」関係参考文献	47

図 表 一 覧

- 图表－1 タイ国の位置図
- 图表－2 地方行政に関する憲法の主な規定の新旧比較表
- 图表－3 バンコク都及び各県の区域図
- 图表－4 バンコク都及び各県の概況
- 图表－5 タイ内務省防災局の組織図
- 图表－6 防災局担当図
- 图表－7 自治市町の消防組織図
- 图表－8 タンポン自治区の消防組織図
- 图表－9 バンコク都消防・防災局業務分担図
- 图表－10 バンコク都消防・防災局職員配置表
- 图表－11 バンコク消防の保有消防車両等
- 图表－12 バンコクその他別の火災件数、負傷者数、損害額
- 图表－13 バンコクの火災件数及び被害状況
- 图表－14 バンコクの火災の規模別内訳
- 图表－15 バンコクの対象物別火災件数
- 图表－16 1990年代の自然災害の種類別状況
- 图表－17 1990年代の主な自然災害の状況

I タイの概要

1 概況

タイの正式名称は、タイ王国（Kingdom of Thailand）である。タイは日本などとともに、ヨーロッパ勢力による植民地化をまぬがれた数少ないアジアの国の一である。

タイの面積は 51.4km²（日本の 1.4 倍）で、人口は 6,426 万人（2003 年・日本の約 50%）である。

タイの位置図は、図表一のとおりであるが、地勢は、インドシナ半島の中央部を占め、西から北にミャンマーとの国境線が延び、北東はメコン川を境にラオスと接し、南東はカンボジアに、南はマレーシアに接している。ほぼ北高南低で、北部から中部へチャオプラヤ川が貫流、タイ（シャム）湾に注いでいる。タイは一般に北部、中部、北東部、南部の 4 地域に区分される。北部は、チャオプラヤ（メナム）川上流の作る山間盆地地帯で、古くから集約的農業を行っている。中部はチャオプラヤ川中・下流の大沖積平野で、水田と運河の拡がる穀倉地帯である。また、北東部は典型的な台地地形で、最も地味が乏しい地域といわれ、南部はマレーシア半島に属する地域で、タイ湾側はヤシの茂る遠浅の美しい海岸線が続いている。

全土が熱帯気候に属しており、5月～10月の雨季と11月～4月の乾季に分かれている。

半島部やカンボジアとの国境に近い南東海岸線では、南西モンスーンの影響で年降雨量が3,000mmを超えるところもある。

民族は、タイ人 75%、中国人 14%、その他山岳少数民族等となっている。言語は、タイ語が公用語である。宗教は、仏教（国教）95%、イスラム教 4 %となっており、仏教の影響が大きい。

2 政治形態

（1）王制

1932 年（昭和 7 年）人民党による無血革命により、絶対君主制から立憲君主制に変わったが、その後もしばしばクーデターが発生し、武断派と文治派の間でたびたび政権の交替が行われてきた。1997 年に 1932 年の立憲革命以後タイで 15 番目（暫定憲法を含む。）の憲法が公布されている。このようにクーデターにより、政権の交替、憲法の廃止、総選挙、新憲法の制定というサイクルが繰り返し続けられてきた。

しかし、元首としての国王の存在と立憲君主政体は、常に変わることはなかった。1782 年以来 200 年以上続く王室は、19 世紀から 20 世紀にかけてのヨーロッパ勢力による周辺国の植民地化の脅威の中で、国家の独立維持と領土保全のために重要な役割を果たしてきた。そして、革命による議会制民主主義の導入後も、国民統合の象徴として現在に至るまで国民の尊敬と敬慕を集め、国教である仏教の擁護者としても、ほとんどが仏教徒である国民に大きな影響を持ち続けている。

図表－1 タイ国的位置図



(2) 国会

国の議会は、上院（200議席）と下院（393議席）の二院制である。

下院議員は公選であるが、上院議員は35歳以上でどの政党にも属さない有権者の中から国王が任命する。任期はともに4年である。国会の内閣不信任議決権は下院にのみ認められている。法案の発議権は、内閣と下院にあり、また、下院で可決された法案は上院に回されるが、上院は60日以内に審議が完了の場合は可決と見なされるなど下院優位となっている。

(3) 内閣

国王は、首相1名及び48名以内の国務大臣を任命し、これらの大臣は、国務を所掌するための内閣を構成する。1992年9月の憲法改正により、首相は下院議員から選出されることになり、下院議員の中から下院議長が国王に推薦し、国王が任命する。

(4) 裁判所

司法権の独立は、憲法で保障されている。裁判所更生法に基づき、第一審裁判所、高等裁判所及び最高裁判所の三段階の裁判所がある。第一審裁判所としては、民事裁判所、刑事裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所があり、さらに特別裁判所として、労働裁判所、租税裁判所等がある。

(5) 行政組織

タイの行政は、中央政府の中央における行政、中央政府の地方での行政及び地方自治体の行政の三つに分けることができる。

中央政府の中央における行政としては、内閣のもとに、首相府、国防省、大蔵省、外務省、農業苗同組合省、運輸通信省、商務省、内務省、労働社会福祉省、司法省、教育省、保健省、工業省、科学技術環境省などがある。

中央政府の地方での行政及び地方自治体の行政については、II タイの地方行政で詳述する。

II タイの地方制度

1 地方制度に関する憲法の規定

(1) 1991年憲法の規定

タイでは何回も憲法が改廃されてきているが、はじめて地方自治制度についての条文が現れたのは、1973年の学生革命後に制定された1974年憲法（昭和49年）であった。1991年憲法（平成3年）の地方自治樹度に関する規定は、1974年憲法の規定とほとんど同じであり、次の4条からなっている。

第196条 地方自治制度の整備は、地方住民の意志に基づいた自治行政の原則に沿って、かつ法律の規定に従って行わなければならない。地方自治の管理及び監督は、地方住民の利益又は国家全体の利益の保護を目的とした必要限度の範囲内でなければならない。

第197条 地方議会及び地方執行機関又は地方自治体の長、若しくは法律により定められたその他の形態の組織をもって地方自治組織とする。

第198条 地方議会の議員は、原則として選挙によって選出される。議員の任命は法律の定めるところにより、必要と認められる場合に限り行うことができる。

任命議員数は、公選議員数を超えてはならない。地方議会議員選挙は、直接秘密投票をもって行う。

第199条 地方執行機関又は地方団体の長は、原則として選挙によって選出され、地方執行機関又は地方団体の長の任命は、法律の定めるところにより、必要と認められる場合に限り行うことができる。

このように憲法上、地方議会に任命制の議員が認められていること、地方執行機関又は地方団体の長の任命制が必要と認められる場合には法律によれば行えることなどが、特色であった。

さらに、地方制度の実態についてみるとタイの地方行政制度は、官治的色彩の濃いものであったといえる。

(2) 1997年の新憲法の規定

1995年の総選挙がまれに見る金権選挙であったことから国民のひんしゅくを買い、政治改革を求める国民世論が高まった。そこで、1996年11月の総選挙前に与野党が新憲法制定で合意し、地方代表や有識者99名で構成される「新憲法起草会議」が設置され、そこで作成された新憲法案が、1997年8月に国会に提出され、同年10月圧倒的多数で可決され、国王の署名を経て、施行された。

新憲法は、行政府が都合のよいように関係法令を制定できないようにという意図もあり。前憲法よりも100条も多い336条も条文があり、地方自治についても9条からなっている。新旧憲法の地方行政に関する主な規定を比較すると図表-2のとおりである。

図表－2 地方行政に関する憲法の主な規定の新旧比較表

	新憲法	旧憲法
長の選出	住民の直接投票による選挙又は地方議会の承認による。	原則として選挙、ただし法律の定めにより任命することもできる。
議員の選出	住民の直接投票による選挙による。	原則として選挙、ただし法律の定めにより任命することもできる。
長と議員の解職請求権	住民投票の結果、4分の3以上の同意があった場合は退任する。	規定なし。
条例制定請求権	有権者の過半数の連名により、条例制定の審議の請求をすることができる。	規定なし。

「タイの地方分権の動きと人材育成」（自治体国際化協会）から引用

2 地方行政の単位

中央政府の地方での行政については、内務省の管轄のもと、県、郡（支郡）、行政区、村という系統となっている。このうち後述するように行政区は、1995年3月から法人格を持つタムボン自治体への移行が始まり、将来はすべての行政区がタムボン自治体に変わることになっている。

(1) 県と都

タイは、現在首都である大バンコク都と75の県(chang-wat)に分かれている。その配置状況は、図表－3のとおりである。県は国の地方行政組織であり、県知事は中央から派遣され、同様に内務省及び関係各省から派遣される各種行政事務担当者を指揮し、行政全般を統括する。

首都バンコクについては、1975年（昭和50年）にバンコク都行政組織法が制定され、初代バンコク都知事が公選された。しかし、軍部クーデターにより民主化は一時中断され、その後、官選知事が続いた。1985年（昭和60年）にバンコク都知事の公選制が復活した。

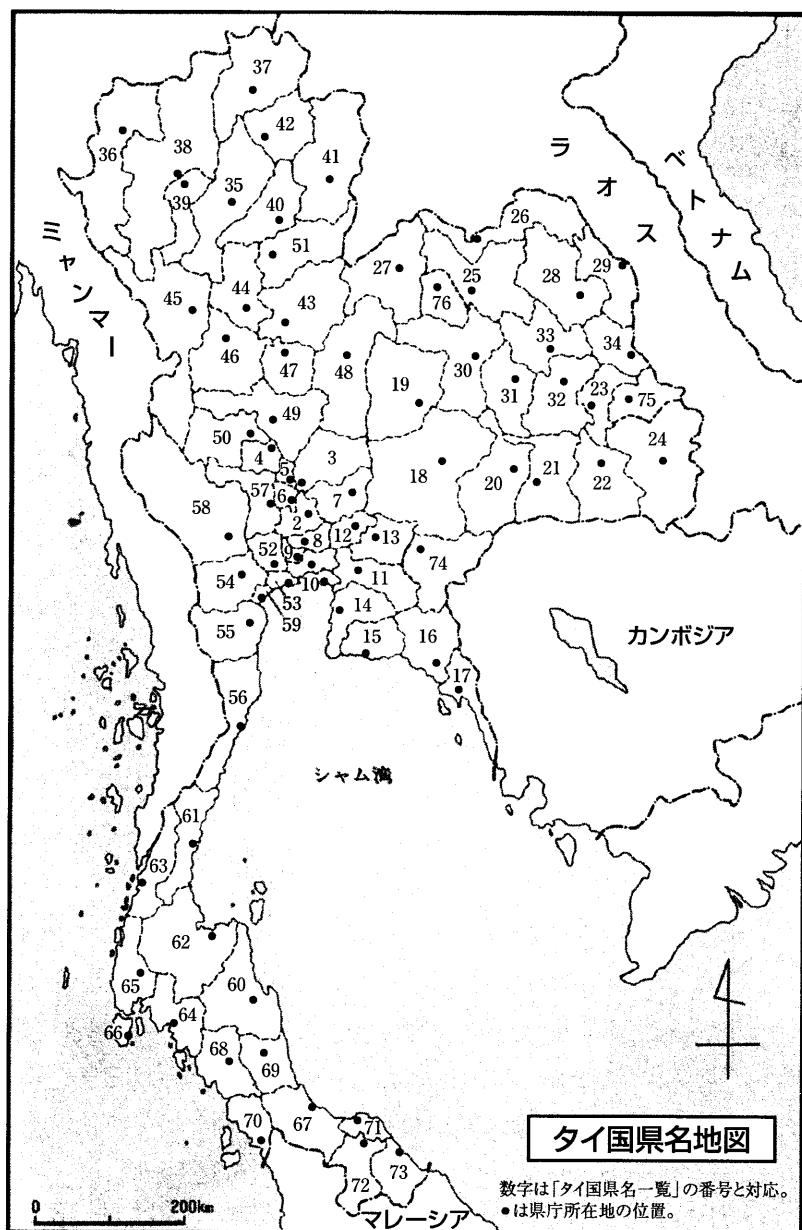
(2) 郡

県の下には、全国で767の郡(amphoe)と98の支郡(king amphoe)がある。郡は、県の下に位置する地方行政の機関である。郡長(nai amphoe)も内務省から派遣される。

郡長は、郡の区域内のすべての公務員の最高責任者である。複数の副郡長(palad amphoe)及び内務省以外の中央省庁（保健省、農業協同組合省等）から派遣された各分野の職員達が郡長を補佐している。郡長は、県知事同様、郡の区域内における地方開発、雇用促進、公衆衛生、灌漑事業、徴税、治安維持、自然災害時の食糧供給支援など幅広い国の行政を行うとともに、県の行政も行う。また、行政区や村の監督、中央政府や県に対する地方実情報告なども行う。

支郡は、行政やサービスをより住民に提供しやすくするために設けられた区域であり、支郡の長には、副郡長が任命される。

図表－3 バンコク都及び各県の区域図



「簡約タイ語辞典」(大学書林)から引用

タイ国県名一覧

注1：県名の前の数字は、図表－3の数字に対応する。

2：新設の3県は、東南部等関係の地域の関係する県の下に（）書きで再掲した。

- 中南都
1. 大バンコク県（首都府）
 2. シー・アユタヤ県
 3. ロッブリー県
 4. チャイナート県
 5. シンブリー県
 6. アーントーン県
 7. サラブリー県
 8. バトゥムターニー県
 9. ノンタブリー県
 10. サムットプラーカーン県
- 東南部
11. チャチュンサオ県
 12. ナコーンナーコック県
 13. プラーチーンブリ県
 14. チョンブリー県
 15. ラヨーン県
 16. チャンタブリー県
(74. サケーオ県)
 17. トラート県
- 東都
18. ナコーンラーチャシーマー県
(コーラット県)
 19. チャイヤーブーム県
 20. プリーラム県
 21. スリン県
 22. シーサケト県
 23. ヤソートーン県
 24. ウポンラーチャターニー県
(75. アムナートチャルーン県)
- 東北部
25. ウドーンターニー県
 26. ノーンカーアイ県
 27. ルーイ県
 28. サコンナコーン県
 29. ナコーンパノム県
 30. コーンケン県
(76. ノーンプラムプー県)
 31. マハーサーラカーム県
 32. ローエット県
 33. カーラシン県
 34. ムグダーハーン県
- 北部
35. ランバーン県
 36. メホーンソーン県
 37. チェンラーイ県
38. チェンマイ県
39. ランプーン県
 40. ブレー県
 41. ナーン県
 42. パヤオ県
- 中部
43. ピサヌローク県
 44. スコータイ県
 45. ターク県
 46. カンベーンペット県
 47. ピチット県
 48. ペッチャブーン県
 49. ナコーンサワン県
 50. ウタイターニー県
 51. ウッタラディット県
- 西部
52. ナコーンパトム県
 53. サムットサーコーン県
 54. ラートブリー県
 55. ペッブリー県
 56. プラチュアブキーリーガン県
 57. スパンブリー県
 58. カーンチャナブリー県
 59. サムットソンクラーム県
- 西南部
60. ナコーンシータマラート県
 61. チュムボーン県
 62. スラートターニー県
 63. ラノーン県
 64. クラビー県
 65. ハンガ一県
 66. ブーケット県
- 南部
67. ソンクラー県
 68. トラン県
 69. パッタルン県
 70. サトゥーン県
 71. バッターニー県
 72. ヤラー県
 73. ナラーティワート県
- (新設分)
74. サケーオ県（東南部）
 75. アムナートチャルーン県（東部）
 76. ノーンプラムプー県（東北部）

(3) 行政区 (tambon)

行政区は、郡及び支郡の監督下にある地方行政単位で、全国に 7,312 存在する。行政区には、行政区長 (kamnan) がいる。行政区長は、行政区域内の住民の中から選挙で選ばれ、その任期は 5 年である。行政区長は、郡長及び副郡長の指導・監督を受ける。地区住民の公的な代表者であるとともに郡長の補佐役でもあり、正式な公務員ではないが、郡から一定の報酬を受ける。行政区長は、民法、刑法に関する業務を行うとともに、地方税の徴収機関としての役割も持っている。

(4) 村 (mu-ban)

村は、最小の地方行政単位であり、行政区の区域内にある。全国で 65,944 の村がある。村は個々の集落であり、村民が村長 (pu yai ban) を選び、任期は 5 年である。村は伝統的な地域サービス（村人の扶助など）を行う他、郡の下部組織として治安維持や中央政府の法・命令などの実行なども行う。

3 地方自治体

(1) 摂況

タイの地方自治制度は、目下地方分権の方向で変革が行われている。そこで、まず改革前の地方自治体の状況を説明し、現在行われている改革について説明する。

タイの地方自治体は、6 つの種類があった。それぞれの地方自治体が単独の法律で設置されてきた。首都バンコクにはバンコク都がおかれ、自治市町及びバッターヤ市は、県において人口の多い地域をしている。衛生区は、歴史的には早く設置されたが、最近では自治市町の区域に比べて人口の少ない地域に置かれている。タムボン自治体は、1995 年から設けられた新しい制度である。県自治体は、その県の区域において他のどの自治体も存在しない区域をカバーしている。

(2) 従来の地方自治制度

① 県自治体

県自治体は、県レベルにおける地方自治体で、バンコク都を除いた全国に 75 の県自治体がある。1995 年（平成 7 年）の県行政組織法（Provincial Administration Organization Act 1995 (B.E.2498)）に基づき設置された。県内の他の自治体の範囲外、すなわち、後述するテーサバン及びスカーピバーンの区域を除いた各郡及びタムボンの範囲すべてを管轄区域としている。

1934 年に県議会が設置され、1938 年には県議会法も制定されている。

県議会議員は、県民によって選挙され任期 5 年である。議員定数は、人口基準により、人口 20 万人未満 18 人、20 万人以上 50 万人未満 24 人、50 万人以上 100 万人未満 30 人、100 万人以上 36 人の 4 段階となっている。そして、最低各郡 1 名の議員を出すことになっている。県議会は、固有事務について、知事の行政をチェックできるが、地方行政事務については、発言権を持たない。知事又は議員の提案した条例を審議し、制定することができるが、県知事や内務大臣の承認がなければ成立しないことになっている。

県自治体の執行機関の長は、中央官吏であり内務省所属の知事が兼任しており、県の各部門の幹部職員も各省から派遣された中央官吏が実務に当たる場合が多い。

県知事は、中央各省の出先機関を統合・監督する「地方行政」における長と、「地方自治」としての県

自治体の長という二重の機能・役割を持つことになる。

②テーサバン (thetsaban : 自治市町)

根拠法は、1953年（昭和28年）のテーサバン（自治市町）法（Municipal Administration Act 1953）である。

1933年（昭和8年）に最初のテーサバンが設置されたとき、当時の4,800のタムボンをすべてテーサバンに改編する意図があったようであるが、タムボン間に大きな格差があったことや住民に自治能力がなかったりしたため、1946年の時点で117箇所しか設置できなかった。テーサバンは、地方分権を促進するために、県自治体や衛生区（スカーピバン）より大きな自治権が与えられており、地方自治体の中核的存在である。設置、区域変更、廃止については、勅令で実施される。

テーサバンには、特別市（thetsaban nakhon）、自治市（thetsaban muang）及び自治町（thetsaban tambon）の3種類がある。

特別市は、人口5万人以上で人口密度3,000人／km²以上、自治市は人口1万人以上で人口密度3,000人／km²以上、という基準がある。しかし、県庁所在地の場合は、基準に合致しなくてもすべて市となる。町の場合は、当初は明確な基準がなかったが、人口7,000人以上、人口密度1,500人／km²以上、定められた額以上の収入のほか住民の同意が必要とされている。

テーサバンには、人口規模により、12人、18人、24人と議員定数が定められた任期5年の議員により構成される議会がある。議員の互選により市長や副市長を選び、県知事が任命する。市長及び副市長は理事会を構成する。

行政の実務は、市職員である市助役が市議会及び市長の監督に基づき担当し、各課を統括する。

テーサバンの基本的な行政事効は、各種登録事務、清掃、保健衛生、教育、道路建設・管理、上下水道、社会福祉、公園、市場、墓地管理等である。

③スカーピバン (sukhaphiban : 衛生区)

根拠は、1952年（昭和27年）の衛生区法（Sanitary District Act 1952）である。

沿革的には、衛生区が最初に設立されたのは、1897年のラーマ5世の時代といわれる。

テーサバンの前段階の自治体といえる。

テーサバンは余り増加していないが、スカーピバンは1981年の714区から1992年の907区と増加している。スカーピバンが一定の人口規模、人口密度、財政力を持ってれば住民の同意と内務省の許可を得てテーサバンに昇格することも可能であるが、実際には財政上の理由などで基準が厳しくなっていた。

衛生区の役割は、自治市町と同様、道路や水路の建設、道路や公共の場所の清掃、水道、屠殺場、フェリー、消防、ゴミ収集、街灯、保健などである。

1999年の「衛生区の自治市町への格上げに関する法律」により従来の衛生区が自治市町へ格上げとなり、衛生区はなくなることになった。

④タムボン (Tambon)

1994年（平成6年）11月にタムボン自治体法が国会を通過し、1995年3月2日から施行された。この法律によって、行政区（Tambon）及びサパー・タムボン（Sapa Tambon）が法的な資格を持つタム

ポン自治体に格上げされ、独自の予算を持って行政が執行されることになった。

(3) 地方分権改革

①地方分権関連法案の制定・改正

タイにおいては、1999年に地方分権手続法、地方公務員法、衛生区の自治市町への格上げに関する法律(The Transferring Sanitary District into Municipality Act)、パッタヤー市に関する法律(The Pattaya City Administration Act)を制定するとともに、自治市町に関する法律(Municipality Act)、県自治体に関する法律(The Provincial Administration Organization Act)、タムボン自治体に関する法律(The Tambon Administration Organization Act)、バンコク都庁に関する法律(Bangkok Metropolitan Administration Act)等各種の地方自治体に関する法律も併せ改正した。

地方分権手続法は、県自治体、タムボン自治体、自治市町等各自治体が担うべき事務やその税財源の大枠について定めており、それに基づき具体的に審議するため地方分権委員会を設置することとしている。

地方公務員法は、従来自治体の職員の採用が首長の裁量で決められたり、移動・退職に難色を示す職員がいて対応に苦慮していたが、今後は、地方行政機関の職員の任命は、法律の規定に従って、地方自治体の人事委員会から事前に承認を得なければならないようになった。

各種の地方自治体に関する法律による改正内容をまとめると、次のとおりである。

- ア 地方自治体は、議会と執行部又は執行委員会から構成されることになった。従来の衛生区では衛生委員会が執行機関と立法機関の両方の役割を担っていたが、衛生委員会が自治市町へ格上げされたことから、新しくできた自治市町においては議会と執行部又は執行委員会が設けられた。
- イ 地方議会議員は、直接選挙で選出されることになった。
- ウ 自治市町の長又は執行委員会のメンバーは、直接選挙又は議会の承認で選出されることになった。
- エ 議員の任期は、5年から4年に短縮された。
- オ 有権者の議員・執行部の解任の権利、条例の議会への提出の権利などが認められた。

②地方自治を巡る問題点

タイで地方自治体が設立されてすでに100年になるが、従来から様々な問題が指摘されており、それらは概ね次のとおりである。

- ア 地方自治体の役割及び権限の制限、中央政府・地方における中央政府の出先機関と地方自治体間の役割と権限の重複。
- イ 地方自治体の財政力の弱さ。
- ウ 地方自治体への権限委譲に関する具体的な政策を中央政府が持っていないかったこと。
- エ 地方自治体の形態が多く、それらがそれぞれバラバラに成立しており、地方自治体間の協力関係の欠如が生じていること。
- オ 中央政府に比べて、地方自治体には有能な人材が少なかったこと。

③地方行政の改革

以上の問題解決のために、地方行政改革に取り組んでいるが、権限をより地方へ委譲するとともに、

県自治体と自治市町、県自治体とタムボン自治体における権限の重複を解消することとしている。

中央政府は、地方分権の中で自治市町やタムボン自治体に力を入れていることから、今後、県自治体の事務は、なお一層、自治市町やタムボン自治体に委譲され、県自治体の事務は減少するのではないかといわれている。

図表-4 バンコク都及び各県の概況

都 県 名	面 積 (千 km ²)	人 口 (千人)	人口密度 (人/km ²)	行 政 区 画			自 治 体	
				郡(支郡)	行政区	村	市町	衛生区
1バンコク都	1.6	5,902	3,771.2	36	150	—	—	—
2アユタヤ	2.6	682	266.7	16	208	1,456	3	21
3ロッブリー	6.2	743	119.9	8 (3)	121	1,066	3	10
4チャイナート	2.5	356	143.9	6	50	435	2	6
5シンブリー	0.8	230	279.6	6	43	354	1	6
6アーントーン	1.0	278	287.4	7	73	501	2	7
7サラブリー	3.6	531	148.5	10 (2)	111	931	4	16
8パトゥムターニー	1.5	448	293.9	7	60	529	1	11
9ノンタブリー	0.6	653	1,088.3	6	52	369	2	7
10サムットプラカーン	1.0	844	841.0	4 (1)	48	511	2	8
中南部 計	21.4	10,667	498.5	106 (6)	916	6,152	20	92
11チャチュンサオ	5.4	579	108.2	8 (1)	92	791	2	15
12ナコーンナーヨック	2.1	228	107.3	4	41	392	1	4
13プラチーンブリー	12.0	872	73.9	13	117	1,159	3	13
14チョンブリー	4.4	904	207.2	9 (1)	90	661	5	17
15ラヨーン	3.6	449	126.4	5 (1)	53	368	2	12
16チャンタブリー	6.3	436	68.8	6 (2)	72	603	3	12
74サケート	16 チャンタブリー県から分離							
17トラート	2.8	194	68.8	5 (1)	38	228	1	6
東南部 計	36.6	3,662	100.1	50 (6)	503	4,202	17	79
18ナコーンラチャシマ-	20.4	2,372	115.8	22 (2)	261	2,920	4	33
19チャイヤプーム	12.8	1,052	82.3	13 (1)	114	1,181	1	16
20ブリーラム	10.3	1,432	138.7	14 (2)	173	2,139	2	18
21スリン	8.1	1,282	157.8	12 (1)	145	1,842	1	13
22シーサケット	8.8	1,323	149.7	13 (3)	184	1,928	1	10

都 県 名	面 積 (千 km ²)	人 口 (千人)	人口密度 (人/km ²)	行 政 区 画			自 治 体	
				郡(支郡)	行政区	村	市町	衛生区
23 ヤゾートーン	4.2	524	124.8	8	76	753	1	8
24 ウポンラーチャターニー	18.9	1,918	101.5	21 (1)	248	2,682	3	22
75 アムナートチャルン	24 ウポンラーチャターニー県から分離							
東部 計	83.5	9,903	118.6	103 (10)	1,201	13,445	13	120
25 ウドーンターニー	15.6	1,813	116.3	21 (1)	203	2,178	1	30
26 ノーンカーカイ	7.3	873	119.1	10 (2)	106	1,067	1	12
27 ルーイ	11.4	548	48.0	9 (3)	87	748	1	8
28 サコンナコーン	9.6	966	100.6	12 (4)	118	152	1	12
29 ナコーンパノム	5.5	631	114.5	9 (1)	89	893	1	8
30 コーンケン	10.9	1,672	153.6	18 (2)	188	1,862	4	18
76 ノーンブアラム	30 コーンケン県から分離							
31 マハーサーラカーム	5.3	896	169.3	10 (1)	114	1,474	1	8
32 ローイエット	8.3	1,223	147.3	14 (3)	180	2,048	1	11
33 カーラシン	7	888	126.9	13 (1)	122	1,298	1	14
34 ムクダーハーン	4.3	286	65.9	5 (2)	52	460	1	3
東北部 計	85.2	9,796	115.0	121 (20)	1,259	12,180	13	124
35 ラムパーン	12.5	786	62.7	12 (1)	94	721	1	13
36 メーホンソーン	12.7	172	13.5	5 (2)	43	364	1	4
37 チエンラーイ	11.7	1,033	88.5	12 (1)	115	1,221	1	20
38 チエンマイ	20.1	1,368	68	19 (3)	195	1,656	1	26
39 ラムブーン	4.5	416	92.3	5 (2)	49	465	1	7
40 プレー	6.5	492	75.7	7 (1)	66	530	1	10
41 ナーン	11.5	445	38.8	8 (4)	90	742	1	6
42 パヤオ	6.3	502	79.2	7	58	643	1	7
北部 計	85.8	5,214	60.8	75 (14)	710	6,342	8	93

都 県 名	面 積 (千 km ²)	人 口 (千人)	人口密度 (人/km ²)	行 政 区 画			自 治 体	
				郡(支郡)	行政区	村	市町	衛生区
43ピサヌローク	10.8	781	72.2	9	89	851	1	12
44スコータイ	6.6	591	89.7	9	84	670	2	11
45タ 一 ク	16.4	347	21.1	8	58	457	2	10
46カムペーンペット	8.6	663	77.1	7	71	720	1	11
47ピ チ ッ ト	4.5	556	122.7	8	83	671	3	14
48ペッチャブーン	12.7	949	74.9	9 (2)	108	1,102	2	13
49ナコーンサワン	9.6	1,084	113	12	122	1,197	3	13
50ウタイターニー	6.7	303	45	7 (1)	67	530	1	9
51ウタディット	7.8	458	58.4	9	67	504	2	13
中北部 計	83.7	5,732	68.5	78 (3)	749	6,702	17	106
52ナコーンパトム	2.2	653	301.1	6	103	845	1	13
53サムットサーコーン	0.9	354	406.1	3	40	294	2	4
54ラートブリー	5.2	715	137.7	9	104	883	3	18
55ペッブリー	6.2	426	68.4	7 (1)	90	617	2	9
56プラチュアブキーリー	6.4	422	66.3	7	45	347	2	12
57スパンブリー	5.4	824	153.8	10	105	850	2	18
58カンチャナブリー	19.5	690	35.4	10 (1)	87	744	2	23
59サムットソンクラーム	0.4	206	495	3	36	278	2	3
西部 計	46.2	4,290	92.9	55 (2)	610	4,858	16	100
60ナコーンシータマラート	10	1,418	141.8	16 (2)	162	1,318	3	21
61チュムポーン	6	394	65.6	6 (2)	65	602	2	10
62スラートターニー	12.9	732	56.8	17 (1)	128	916	3	16
63ラ ノ 一 ン	3.3	116	35.2	4	27	147	1	5
64ク ラ ピ ー	4.7	295	62.6	6 (1)	53	343	1	7

都 県 名	面 積 (千km ²)	人 口 (千人)	人口密度 (人/km ²)	行政 区 画			自 治 体	
				郡(支郡)	行政区	村	市町	衛生区
65パンガー	4.2	211	50.7	8	48	303	2	7
66プーケット	0.5	165	304.6	3	17	106	1	5
西南部 計	41.6	3,331	80.1	60 (6)	500	3,735	13	71
67ソンクラー	7.4	1,080	146	11 (4)	125	956	3	14
68トラン	4.9	516	105	7 (1)	87	625	3	9
69パッタルン	3.4	458	133.7	7 (3)	63	547	1	7
70サトゥーン	2.5	220	88.8	5 (1)	35	243	1	4
71パッターニー	1.9	533	27.4	8 (4)	112	590	2	8
72ヤラー	4.5	353	78.1	6	57	308	2	6
73ナラーティワート	4.5	560	125.2	12	76	488	2	8
南部 計	29.1	3,720	127.8	56 (13)	555	3,757	14	567
全 国 合 計	513.1	56,315	109.8	704 (80)	7,003	61,373	131	841

注1：数値については、「アジア諸国地方制度」中「タイの地方行財政制度」から引用（一部加工）。1990年現在。

2：都県名は、原則として簡約タイ語辞典（1998年大学書林発行）によった。

3：比較的最近設置された3県（網かけしてある74サケーオ、75アムナートチヤルン、76ノーンプアラムプー）については、統計数値が得られないので、分離した県の下に記載した。分離した県の数値にはこれらの新設県の数値も含まれている。

4：都県名の前の数字は、図表-3の数字に対応している。

5：衛生区は、本文記載のとおり、1999年の「衛生区の自治市町への格上げに関する法律」により自治市町に昇格し、衛生区はなくなることになっている。

6：行政区も本文記載のとおり、1994年の「タムボン自治体法」により、タンボン自治体に変わりつつある。

7：現在、自治体等の数は、次のようにになっているが、県別の数値はこの表以外に得られていないし、タイの自治体等の概況を知る上で差し支えないと思われたので、この表を用いた。自治市町の数は、既存のもの 149+衛生区 980=1,129 タムボン自治体 350+6,397=6,747

III 消防・防災体制

1 消防体制の沿革

タイに近代消防が発足したのは、仏暦 2442 年（西暦 1899 年）にチュラローンコーン大王統治時代にシャム陸軍消防隊がバンコクの消防業務に当たったのが始まりといわれている。それ以前は「局」とよばれる組織が王宮警護のかたわら消防の任に当たっていた。その後、仏暦 2461 年（西暦 1918 年）に警察へ、さらに仏暦 2474 年（西暦 1931 年）にバンコク市に移管になり消防は独立した組織になったが、仏暦 2480 年（西暦 1937 年）に再び警察組織に組み入れられた。

2002 年（平成 12 年）12 月に国直轄であった首都バンコクの警察消防がバンコク都に移管されるまで、国直轄の首都バンコクの警察消防と自治体による地方消防に分かれていた。

警察消防は、首都バンコク内のほかその半径 100km 以内の首都の外部で発生した火災の消火、救助業務、火災予防、自然災害救助に当たり、内務省王室タイ警察に直属してバンコク消防局が置かれていた。なお、首都の外部に出場するのは、地方の消防局から要請があった場合に限られている。

地方消防は、バンコク以外の各地方の地方自治体におかれ、同様の業務を行っており、その監督は内務省の地方行政局の所管であった。

2002 年 12 月に機構改革があり、内務省王室タイ警察に直属していたバンコク消防局がバンコク都に移管された。また、従来内務省地方行政局の所管であった地方消防の監督が、内務省地方行政局防災部から昇格した同省防災局の所管となった。

2 現在の消防体制

（1）概況

現在のタイの消防組織は、警察消防を引き継いだバンコク都の消防とバンコク都以外の地域の自治体消防から成り立っている。自治体消防は、従来、自治体（テーサバン）及び衛生区（スカーピバン）が担当していたが、1999 年の「衛生区の自治市町への格上げに関する法律」により、衛生区は自治体に昇格することになり、衛生区はなくなることになった。

（2）内務省防災局

2002 年 12 月までは、前述のとおり、首都バンコクについて直轄の王立タイ警察の警察消防があったが、バンコク都に移管されたので、消防に関する国直轄の実働部隊はなくなった。

従来、地方行政局（Department of Local Administration）が、バンコク都以外の地域の自治体消防の指導監督を所管していたが、地方行政局内の防災部門が新しく防災局（Department of Disaster Prevention and Mitigation）に昇格し、消防・防災については同局の所管となった。

タイ内務省の組織構成と任務

1) 組織

タイ内務省（Ministry of Interior）は、8つの室、局から構成されている。

- ① 大臣室
- ② 事務次官室

- ③ 地方行政局（Department of Provincial Administration）
- ④ 地域社会開発局
- ⑤ 土地局
- ⑥ 防災局（Department of Disaster Prevention and Mitigation）
- ⑦ 土木・都市計画局
- ⑧ 地方自治振興局（Department of Local Administration）

2) 地方行政担当部局の沿革

タイでは、住民に対する行政を、国の出先機関による地方行政と、地方自治体による行政との2本立てで構成しており、内務省において所管している。

地方行政及び地方自治については、従来、旧地方行政局が、自治体への監督や補助金の配分、住民登録や治安維持等の広範囲の業務を所管していた。

2002年10月の中央省庁再編に伴い、旧地方行政局は、地方行政局、地方自治振興局及び防災局の3つの局に分割された。

3) 地方行政担当部局の任務

ア 地方行政局

国による地方行政ラインを担当。国の出先機関である県や郡に職員を派遣している。職員は、約20,000人。

イ 地方自治振興局

国による地方行政ではなく、地方自治体による行政の支援を担当。自治体の行財政能力を向上させることを目的としている。職員は、約3,000人。

ウ 防災局

災害の予防又は軽減のための企画、調査研究等を担当している。

職員は、約2,300人。

防災局（DDPM）の任務と組織構成

1) 防災局の任務

- ① 災害管理のための政策、ガイドライン及び基準の企画立案
- ② 災害予防、災害警報、災害軽減システムの調査研究及び開発
- ③ 災害予防、災害警報、災害軽減のための情報技術開発
- ④ 災害予防や災害軽減活動への一般市民の参加動員
- ⑤ 一般市民への災害予防や災害軽減対策の周知啓発
- ⑥ 災害予防及び災害軽減の訓練、被災地復興及び被災者救助の調整
- ⑦ 災害予防・災害軽減活動の促進、支援・実施や被災地復興、被災者救助の実施
- ⑧ 激甚災害時の被災地復興並びに被災者救助の直接指揮監督
- ⑨ 災害予防、災害軽減及び被災地復興における国内外の機関との協力調整
- ⑩ その他法律で規定された局の任務、内務省や内閣から委任された任務

2) 防災局の使命

- ① 災害予防及び市民防衛システムの確立及びあらゆる分野での啓発活動
- ② 災害発生時における組織的で迅速、公平な災害軽減及び市民防衛活動の指揮及び実施
- ③ 災害予防、災害軽減、災害制圧や被災者支援のための資材や車両機械の調達
- ④ 被災公共施設の復旧、被災者の心的外傷のケア、被災者の生活基盤の回復
- ⑤ 災害予防と災害軽減システムの統合、計画、実行、フォローアップ、国内外の組織との合同評価

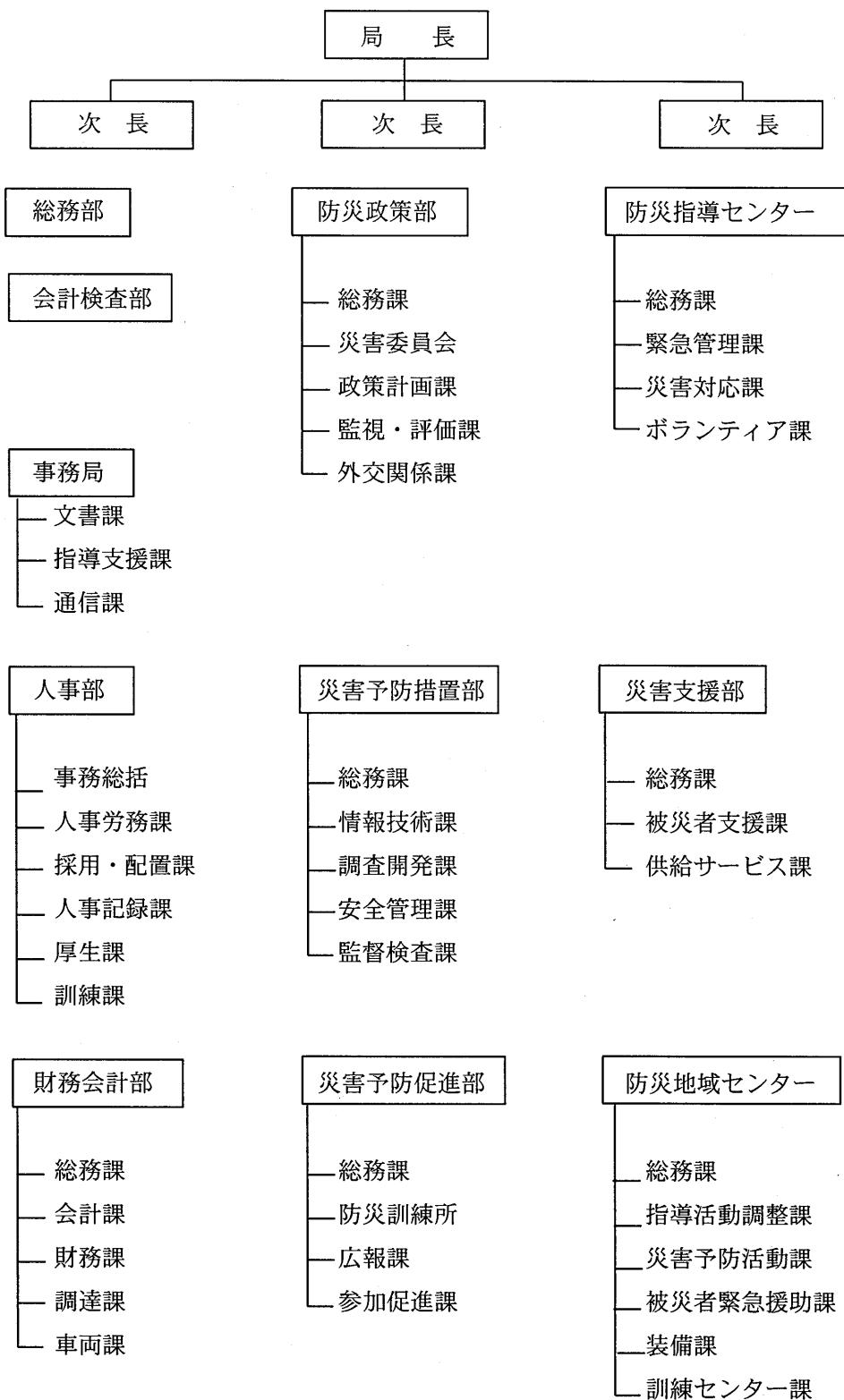
3) ビジョン

防災局は、タイ国を快適で安全な国にするため、災害管理の責務を担う政府機関である。

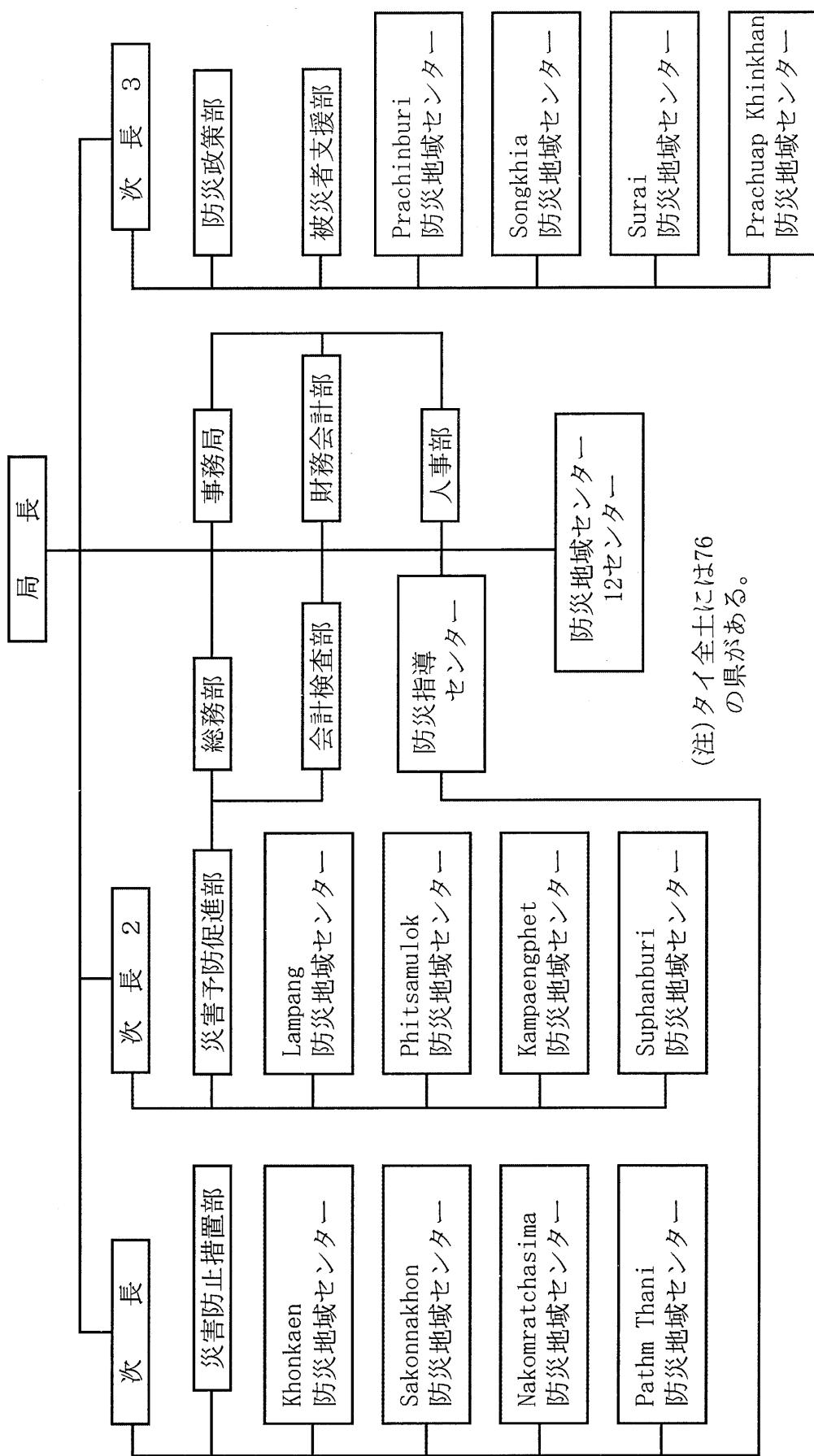
4) 目標

組織的で迅速、公平な災害予防、災害軽減及び市民防衛活動の実施

図表－5 タイ内務省防災局の組織



図表-6 防災局担当図



(3) 県知事

県は、消防について直接担当していないが、自治体の消防について監督及び管理をしている。

県知事の職務の一部については、郡長（又は副郡長）が取り扱っている。

(4) バンコク都消防・防災局（DPMB）

首都バンコクについては、従来、王室タイ警察に直属していたバンコク消防局が所管していたが、その事務が2002年12月にバンコク都に移管され、消防・防災局(Disaster Prevention and Mitigation Bureau)が置かれている。

同局は、1537名の職員を擁し、消防署24、支署46を有している。

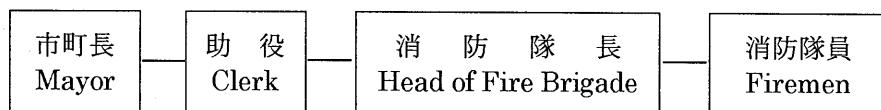
同局の業務分担図は図表-9に、職員配置表は図表-10に示す通りである。

(5) 自治市町

バンコク都以外の区域では、地方自治体が消防を所管している。すなわち、自治市町、衛生区などが消防を所管していた、しかし、1999年の「衛生区の自治市町への昇格に関する法律」により衛生区が自治市町に昇格することとなったので、衛生区の取り扱いはなくなることになった。

自治市町においては、市町長のもとに助役があり、その下に消防隊長が置かれている。

図表-7 自治市町の消防組織図

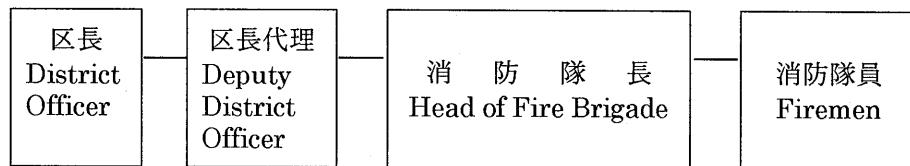


バンコク都以外の都市は一般に規模も小さく、一部の都市を除き、一般の自治市町においては、消防隊員は常勤の消防職員は少なく、大部分は非常勤の消防隊員により構成されているところが多いと思われる。

(6) タンポン自治区

自治市町（衛生区から昇格した区域も含む。）以外の地域においては、タンポン自治区が、地域の消防の任にあたっている。タンポン自治区においては、一般に、非常勤の消防隊長のもと、非常勤の消防隊員が消防事務に従事している。

図表-8 タンポン自治区の消防組織図



図表－9 バンコク都消防・防災局業務分担図

消防・防災局			
災害・被害拡大防止に関する責務を担い、次の業務を実施する。バンコク都及びその周辺あるいは申請による地区内の火災の防止及び消火活動、その他災害を沈静化する。他災害を鎮静化する。火災の防止及び消火活動、その他災害の沈静化の手順を規定する。火災の防止及び消火活動、災害の沈静化の実施における行政及び民間と業務の連携を図る。被災者救援と復興支援。事務局の業務実施計画がバンコクとの計画原案に従つたものとなるように規定し、連携する。火災防止・消火法、家屋崩壊防災法、及び教育・分析・研究に関するその他の法律に従い業務を実施する。防災・被害拡大防止に関する知識の広報活動を行う。担当者の能力開発を実施する。			
庶務部	研究・計画部	消防・防災部	
局内の文書及び事務全般について責務を担い、次の業務を実施する。局長のアシスタンント及び秘書業務。人事、経理、物資、会議、法律行為及び契約業務の管理運営。広報活動、施設と車の管理。他部門に特に分担されていない業務及びその他関連業務。	災害防止及び災害被害拡大防止の教育、分析及び計画立案に関する責務を担い、次の業務を実施する。防災システムの開発。リスクのある建物・場所を点検し、1999年火災防止・消火法・1979年家屋崩壊防災法及びその他の関連法に基づき業務を実施する。火災原因の点検と分析、また、通信センターとして、災害防止及び災害被害拡大防止に関する学術的な印刷物及び種々の媒体による文書サービスの実施。災害防止及び災害被害拡大防止計画の原案の作成。訓練の実施。火災防止及び消火並びに災害の回避に関する学術的な広報活動。諸外国との学術的・人的な協力連携。その他関連業務の実施。	災害防止及び災害被害拡大防止の執行に関する責務を担い、次の業務を実施する。行政及び民間との連絡業務。手順の規定。家屋崩壊防止ボランティア及び災害被害拡大防止ボランティアの業務施行の管理監督。被災者救援と復興支援。通信業務及びその他関連業務の遂行。	
第1方面消防本部	第2方面消防本部	第3方面消防本部	第4方面消防本部
担当業務：バンコク都及びその周辺あるいは申請による地域内で発生した火災及びその他大災害の鎮静化に関する業務。災害の回避及び被災者支援。火災及びその他大災害の査察と防止。水源・共同体及び道路の危険性の調査と計画の立案。常時使用可能な状態に器具・道具及び各種車両を管理維持する。作業員を教育訓練し、業務遂行における知識と専門性を養う。申請に基づく住民・行政及びその他関連業務の実施。			
Phunkhaothong 消防署 Bangrak 消防署 Yannawa 消防署 Thanonchan 消防署 Thungmahamek 消防署 Banthatthong 消防署 の6消防署で実施。	Bangkapi 消防署 Bangchan 消防署 Latkrabang 消防署 Huamak 消防署 Phraknong 消防署 khongtoei 消防署 の6消防署で実施。	Bangpho 消防署 Ladyao 消防署 Bangkben 消防署 Ladphrao 消防署 Dusit 消防署 Suthisan 消防署 の6消防署で実施。	Talatphlu 消防署 Thungkru 消防署 Bangoo 消防署 Daokanong 消防署 Bangkae 消防署 Bangkhunnon 消防署 の6消防署で実施。

図表-10 バンコク都消防・防災局職員配置表



3 防災体制

(1) 防災組織

内閣の下に国家防災委員会（首相を議長、内務大臣を副議長として関係省庁により構成）が設置され、その下で内務省防災局（地方行政局の防災部門から昇格）が災害対策の任に当たっている。

災害救援組織としては、同省に公共福祉局災害救援部があり、タイを四つの地域に分割して、それぞれの地域に備蓄倉庫を設け、毛布、衣料等を備蓄するとともに救命ボート、給水車等も準備している。

(2) 災害に備えての訓練

タイには、災害に従事する約700万人のボランティアとそれに対する約1万4千人の教育指導者がいる。

この指導者に対して、内務省防災局が中心となって年1～2回（1回当たり2～3日程度）の教育訓練を実施している。

この訓練の内容には、火災等の災害に対する防御訓練の他に、暴動等の鎮圧方法等も含まれている。

IV 消防職員

1 消防職員の種類と人員

タイの消防職員の最近における正確な数字は、不詳であるが、1992年の調査では、常備消防職員数が1,855名、非常備（義勇）消防職員が211,900名といわれている。

1988年の資料で常備消防職員数が全国で約3,200名、うちバンコク1,373名、したがってバンコク以外の地域は1,827名というものもある。

タイの場合、バンコクの消防組織が飛び抜けて大きく、バンコク以外の地方の消防の状況が不詳であり何ともいえないが、いずれにしてもバンコク都以外の地方の消防は非常勤消防職員が主体であるところが多いと思われる。

2 労働基本権

警察消防局関係の消防職員の労働基本権は、警察官と同様で団結権は認められているが、団体交渉権及び争議権は認められていなかった。地方消防については不詳である。

警察消防がバンコク都に移管後の状況については不明である。

なお、タイでは一般の公務員については、民間労働者と同様に団結権、団体交渉権及び争議権が認められている。

3 公務災害

公務災害についても警察消防のときには、警察官と同様であったと思われるが、詳細は不明である。地方消防についても不明である。

4 勤務体制

バンコクにおいては、警防業務等を担当している職員は、三部制で日勤、準夜勤、深夜勤に分けて勤務している。週50～56時間（1992年）

女性職員は、災害現場で活動することではなく、事務と通信業務を行っている。

地方消防職員の勤務体制については、不明である。

5 階級制度

警察消防時代は、階級制度があり、警察少将……消防局長、警察大佐……消防副局長、警察少佐……消防署長、警察大尉……副消防署長、警察軍曹……消防下士官のようになっていた。

バンコク都へ移管後は階級制度がどのようになったか不明である。

地方消防職員については、警察官のような階級制度はないようであるが、詳細は不明である。

6 非常勤消防職員

タイでは常備消防が整備されているバンコク都以外は、非常備（義勇）消防職員が多く、全国で20万人以上にもなるが、その勤務の状況などを調査した資料に乏しく詳細は不明である。

V 消防の担当業務等

1 消防の担当業務

(1) 概況

タイの消防は、従来、首都バンコクを所管する王室タイ警察直轄の警察消防とバンコク以外の地域を所管する地方消防に分かれていた。2002年12月にバンコクを所管する警察消防がバンコク都に移管された。

警察消防局は、バンコクとその半径 100Km²以内で発生した火災の消火にあたるほか火災予防、救助、自然災害救助にあたっていた。救助については、バンコク消防局の第5部は、全国的に所管していた。また、タイ王室の王宮、離宮の災害防止も担当していた。

救急については、救急・救助のところで後述するように一般人を対象とした救急搬送は担当していない。

地方消防局は、それぞれの管轄区域内の消防、救助を担当している。

なお、従来のバンコク消防局は、要請があれば地方の支援にも出動していた。

(2) 消防の担当業務

①火災予防

火災予防のために、検査員の制度が定められている。

自治体等の地方機関は、自治体の委員、助役、3級以上の職員等から、(衛生区は、衛生区の委員、助役、3級以上の職員等から、)自治体(や衛生区)のない地域においては県知事又は部長は部長代理その他の職員等を検査員に任命することができる。(1999年の法律により衛生区は、自治体に昇格することになり、衛生区はなくなることになった。)

検査員は、可燃性のものを検査する。

検査員は、日の出から日没までの間に、可燃物があると信じるに足る建造物に立ち入り、必要に応じて可燃物を移動し、取り壊し、変更し、もしくは火災の危険の予防又は抑制に必要と思われるものを据え付けることを忠告する。

内務大臣は必要があると認めるときは、3級以上の職員を特別検査員に任命することができる。

②消火

地方の消防隊員、警察官及び地方機関(自治市町のあるところでは市町長、自治市町のないところでは県知事又は部長)は、火災消火の責任を有する。

地方機関は、その地域に必要と思われる消火設備を設置する義務がある。

③救助

地方消防局は、それぞれの管轄区域内の救助を担当している。なお、従来のバンコク消防局は、要請があれば地方の救助の支援にも出動していた。

(3) 消防長の権限等

消防長は、消火等のために次のような権限を特っている。

- ① 火災消火のために火災の発生している建造物、土地又は近隣の住居に立ち入ること。

- ② 火災の罹災者の救助、財物の持ち出しを助けるために近隣の建造物又は土地に立ち入ること。
- ③ 火災の消火のために、個人の池、井戸、配水管、放水路等から水を引くこと。
- ④ 火災の罹災者の財産を一時的におく場所を設定すること。
- ⑤ 火災消火のために、火災地区の交通を迂回させること。
- ⑥ 火災場所にロープを巡らして、無用の者の進入を禁止すること。
- ⑦ 火災の拡大を防ぐために、火災の拡大を生じさせると思われる建造物等を必要やむを得ない限りにおいて、取り壊し、移動等させること。
- ⑧ 火災訓練を指揮するために、合理的、かつ必要と思われる限度において、火災訓練区域を定め、交通を迂回させ、無用のものの立ち入りを禁止すること。

2 防火対象物・消防水利・道路事情

(1) 防火対象物

バンコクなどでは建物の高層化が進んでいる。バンコクは、チャオプラヤ川河口域のデルタ地帯に位置する都市でもともとは湿原地帯であり、脆弱な地盤の上に都市が形成されており、地盤沈下も多い。1960年代に外資系建設会社によって大規模な建築物が建設されたが、建築に関する法令の整備が不十分であったため手抜き工事が多く、建築物の倒壊が頻繁に起こった時期もあった。その後、バンコク都では地盤工事に力を入れるよう指導してきた経緯があり、現在では倒壊事故は減少したが、危険性がなくなったわけではない。

バンコク都における高層の建築物及び人命に危険の発生しやすい建築物は、次のとおりである。

6～9階の建物	963	ホテル	289
10～14階の建物	21	劇場	115
15階以上の建物	41	一般工場	15,165
寺 院	426	有毒物質を扱う工場	2,000
病 院	363	ガソリンスタンド	410
学 校	1,226	石油貯蔵所	7

このような実情から、はしご車、救助工作車、化学車等の充実が必要とされている。

(2) 消防水利

タイで使用されている消火栓は、双口地上式のものであり、金具はねじ込み式のものである。

バンコクにおける消火栓は、北部ゾーン 2,210 個、南部ゾーン 1,034 個、トンブリゾーン（南西地区）1,103 個となっている（1991 年）。しかしながら、維持管理が十分といえず、使用可能なものが少ないこと、また使用可能なものについても水圧が 10psi（ポンド・スクエウェア・インチ）と非常に少ない。

交通事故等による破損が多く、車道から消火栓を離す工事を進めている。また、繁華街で露店が歩道を占拠する状況になっているところでは、水利部署の障害となっている。

消防水利の事情は、スプリンクラー規制等にも影響を与えており、規制又は行政指導強化のネックにもなっている。

バンコク消防局ではこのような消防水利の事情から、水道供給機関に対して改善を申し入れているが、

膨大な経費を要するため改善が進んでいない状況にある。

なお、火災の際は、水道局が他の地域の水道管のバルブを絞り火災現場のある地域を優先して配水するシステムをとっている。

このような事情からもバンコクの消防車両は、タンク付消防車を中心となっている。

なお、バンコクでは、クローン（運河）が多く、自然水利も利用されている。

(3) 道路事情

バンコクの交通渋滞は世界的に有名で、深刻な都市問題となっている。朝夕の通勤時間はもとより、午後3～4時の間にラッシュアワーがある。この時間帯は、学校の終業時間にあたり、児童誘拐が頻繁に発生するタイでは自家用車による児童の送迎が一般的で小中学校周辺での交通渋滞が発生する。これらのラッシュアワー以外にも市内は慢性的に交通量が多い。その原因は、鉄道等の公共交通機関の整備が行われていないため、移動手段が自動車等に限られている上に経済発展に伴い自家用車が増加しているからである。

バンコク消防局では、その対策として交通渋滞の影響で現場到着が遅れることが予想される地区に簡易出張所を設置し、消防力の強化を図っている。他方、消防ボランティアでは、消防車両を小型化することにより、現場到着を早める努力をしている。

VI 消防関係の基準・認証

タイの火災・防爆に関する規定は、建築基準法、火災の危険の防止及び抑制法（附 II 参照）、工場法等に定められている。建築基準法の関係では、バンコク以外は「建築基準法」（Building Control Act B. E. 2522：略称 BA, 1979 年）が、バンコクについては建築基準法より厳しい「建築基準に関するバンコク都条例」（Bye-Law of the Bangkok Metro-polis Re:Control of the Construction of Buildings B. E. 2522：略称 BMA, 1979 年）が施行されている。

所管官庁は、法令規則に基づいて、建築物のタイプ、建築計画の検討を行うことになっている。当局は、建築認可の前に、建築計画に従っているかどうかの査察を行うと規定されているが、職員不足のため実施されていないのが実情のようである。

バンコク都庁は、バンコク都条例による建築計画の検討をすることになっている。計画に不備な点、過失がある場合は、都庁職員が変更要請を行う。この変更要請に従って変更措置が行われた場合、当該計画は認可される。

消防署は、消防法を順守しているかどうかの査察を行う。消防署は、認可等の権限は持たない。

火災の危険の防止及び抑制法（Prevention and Repression of Fire Risk Act B. E. 2495, 略称 PFA）では、防火検査者の権利、義務等を定めている。可燃物を保有する建築物の消火器設置や可燃物を使用、貯蔵する建築物の構造基準については、消防法規則（Ministerial Regulations B. E. 2496 issued under the Fire Prevention Act B. E. 2495：略称 MPFA）に定められている。

工場法（Factory Act B. E. 2512：略称 FA）では、工場操業許可証取得者に対して避難設備、消火設備の設置義務を定めている。詳細は、「工場操業許可証取得者の義務に関する工場省令」（Notification of the Ministry of Industry No. 2 (B. E. 2513) issued under the Factories Act B. E. 2512 Re : Duties of Licenses to Operate Factory：略称 Nid. No. 2. この省令は、No. 20 余まで沢山ある。）に規定されている。

例えば、Nid. No. 2 では、「可燃物で建築されている工場、倉庫、可燃物を貯蔵していて火災の危険性のある工場については、工場の形態、規模等に従って適切な消火設備を設け、異なる地点に適切に設置しなければならない。また、消火器は 100 m^2 につき最低 1 個ずつ設置しなければならない。」と規定している（14 条）。第 15 条では消火器の種類、第 16 条では消火器の種類ごとに応する火災について規定している。

VII 消防財政

タイの消防財政については、ほとんど資料が得られていない。

首都バンコクを担当していた警察消防については、内務省の1部局でもあった警察消防局が担当していくので、その経費は国が負担していた。1991年において警察消防予算は約3億バーツ（当時の為替レートで約16.8億円）であり、その大部分が人件費と思われ、車両購入費は1億円程度といわれている。また、2001年のバンコク消防局の予算は約4億バーツであるが、その内訳などは不明である。

バンコク都に消防が移管されてからの財政負担についても不明である。

地方消防については、自治体が負担することになっているが、全国的な資料等が得られていないので金額や内訳などは不詳である。

VIII 教育・訓練

1 教育・訓練機関

消防隊員の初任教育及び専科教育のほか消防ボランティア、企業の防災担当者等にも教育・訓練を行う機関として消防学校が設置されている。

なお、消防関係の教育訓練施設については、バンコクに置かれる中央訓練センターのほかに、北部チエンマイ、東北部コーンケン、南部スラダーニー、南部国境地帯ハットヤイに消防学校を建設し、タイにおける消防技術の向上を目指す計画があるようである。

2 教育・訓練の内容

(1) 初任教育

警察消防部の時代は、身分が警察に属していたため、警察官としての初任教育を受け、消防の部署に転属になって改めて消防職員としての初任教育を受けるということもあったようである。消防が警察学校の専科のときもあったが、現在は専門性の強い教育のため消防学校を設けて教育している（消防官としての本格的教育は、1994年からといわれる）。

初任課程の期間は6ヶ月（実務研修を含め1年間という報告もある。）で、100名の受講生を受け入れ、年に2回開講されている。カリキュラムは、消防関係法令、火災予防、消火技術（基礎知識、一般消火、特殊消火）災害防止、天災、救助技術、蘇生法等となっている。

初任教育終了後、4ヶ月の実務研修を経て、専科教育のため再度入校する。

幹部教育は、一般的には行われておらず、非常に限られた幹部が外国の研修を受けている。

(2) 演習・訓練

警察消防部では、年に5回大規模な演習訓練を実施していた。その他に、週に3回、署所ごとに機材取扱い、ポンプ取扱い等の訓練を実施していた。

(3) 市民等への訓練指導

消防学校には23名の教官があり、消防職員に対する教育・訓練のほかに市民の訓練も指導している。初步的な訓練としてセキュリティコースがあり、消火技術1日、消防機材器具検査18時間、安全管理18時間という内容になっている。このコースを受講すると警備員の資格を得ることができる。

高度なレベルのものは、ボランティアコースでセキュリティコース終了後、24～36時間の訓練を受ける。内容は、天災、救助技術、電気ガス、蘇生法等である。このコース終了後、消防ボランティアの活動許可証が与えられる。

2つのコースのほかに危険物取扱いコースがあり、比較的簡単な座学と試験で取扱者の資格が与えられる。

消防学校では、企業等の依頼により教官が出向いて、火災予防技術と防火講話等も行っている。

(4) ファイヤードリル

ファイヤードリルは、民間の警備会社が企画する消防訓練で消防用設備等の取扱いや避難誘導の方法、消火技術を講義するもので、特定防火対象物での社員教育等に利用されている。

IX 救急・救助

1 救急

タイにおいては、救急業務（病人の病院搬送）は消防機関では担当していない。バンコク消防局の救急隊は、災害現場で負傷した消防隊員等の病院搬送を任務としており、一般市民からの通報を受けて出動することはない。

タイにおいて救急の主体は、病院の救急隊である。主な病院は、救急車を保有し、患者側の要請により出動し、搬送している。

タイにおいては、救急車が走行しても一般的なドライバーが道を開けてくれることは少ないので、病院への急患は自家用車で運ばれることが多いということである。

なお、タイでは暑さのため車内に医療器材を置いたままにしておくと、いたむので、医療器材は救急車に積載していない。必要な器具は、医師の判断により携行する。

2 救助業務

(1) 救助組織

バンコクの消防が警察消防局の時代においては、救助は第5部（災害救助担当）が担当し、バンコクだけでなく、タイ全土にわたって活動していた。第5部は、担当地域ごとに課に区分され、第1課は北部地方、第2課は中部地方、第3課及び第4課はバンコク、第5課は南部地方、第6課はイーサン地方（タイ東北部）の救助活動にあたっていた。

なお、第5部は救助活動だけでなく、王室が管理する宮殿・離宮を災害から守ることとバンコク以外の警防業務にもあたっていた。

バンコクの警察消防がバンコク都に移管された後の状況については、不明である。

(2) 救助車両及び資機材

警察消防局時代の第5部では、74台の救助工作車、クレーン車、牽引車と24隻の小型船舶を保有していた。使用している資機材は、工具等簡易なものが多い。

X 消防車両等の保有状況

1 概況

タイ全体の消防車両の保有状況については、残念ながら現在のところあまり資料が得られていない。バンコクについては一応資料が得られているが、なお、不詳なところが多い。

2 バンコク消防の保有消防車両等（1999年現在）

バンコクの保有消防車両等は、1999年現在で図表-8のとおりである。

図表-11 バンコク消防の保有消防車両等（1999年現在）

消防車両等	数量
水槽車（6,000L）	65台
水槽付消防車（10,000L）	22台
水槽車（10,000L）	23台
救助車	45台
化学救助車	6台
クレーン付救助車	2台
はしご付消防車（13m）	125台
ノズル付消防車（1,500L）	38台
BA トラック	28台
動力ポンプ付消防車	56台
照明車	6台
電源車	2台
その他消防用車両	10台
ヘリコプター	3機
救急車（警察病院）	2台

XI 各種災害等の状況

1 火災の状況

タイの消防は、2002年12月まで首都バンコクの地域を担当する警察消防局とその他の地域を担当する地方消防局に分かれていた。このうち首都バンコクについては、資料が比較的に多いけれども、その他の地域についての資料が少なく、そのため全国的な資料がほとんど得られていない。

少し古く、また、他の資料と数字が異なる点もあるが、1990年のタイ全土の火災件数、負傷者数、損害額をバンコクとその他に分けた資料は、図表-12のとおりである。

図表-12 バンコクその他別の火災件数、負傷者数、損害額（1990年）

	バンコク	その他	計
火災件数（件）	1,353（66）	712（34）	2,065（100）
負傷者数（人）	160（35）	300（65）	460（100）
損害額（バーツ）	8億61百万（62）	5億22百万（38）	13億83百万（100）
人口（千人）	5,902	50,413	56,315
人口1万人当たり 火災件数	2.29	0.14	0.37
火災1件当たり 負傷者数	0.12	0.42	0.22
損害額	63.6万	73.3万	67.0万

図表-12によると、火災件数は、全国の約3分の2はバンコクで発生していることになるが、火災による負傷者数は、逆に3分の2はその他の地域となっている。火災1件当たりの負傷者数、損害額もその他地域の方が大きくなっている。その他地域は、比較的大きい火災が統計に上がってきてているのではないかと思われる。

1987年～2000年のバンコクの火災件数及び被害状況は、**図表-13** のとおりである。

図表-13 バンコクの火災件数及び被害状況（1987年～2000年）

年	火災件数 件	死者数 人	負傷者数 人	損害額 千バーツ
1987	485	7	48	313,956
1988	554	40	147	299,627
1989	637	34	95	196,136
1990	712	125	175	522,213
1991	762	33	84	248,027
1992	790	46	46	181,304
1993	779	41	77	400,347
1994	664	25	69	230,067
1995	565	26	60	406,538
1996	664	19	54	336,322
1997	616	30	154	867,295
1998	514	30	62	279,358
1999	531	15	72	167,863
2000	402	25	43注1)	289,828

注1：別の資料によると、
2000年には一般人の
負傷43の他に隊員の
負傷7がある。

注2：バーツは変動があるが、
2004年1月現在
1バーツは約2.8円で
ある。

1998年～2000年のバンコクにおける火災を規模別にみると**図表-14** のとおりである。

図表-14 バンコクの火災の規模別内訳（1998年～2000年）

年	1998	1999	2000
大火	47	35	46
小火	467	496	356
計	514	531	402

注1：大火は、他の建物に延焼した場合、
上階に延焼した場合、焼損面積1ライ
(約1,600・)以上の火災をいう。
小火は、それ以外の火災をいう。

2：2000年にはこの他に、廃棄物及び干
し草の火災が1,758件ある。

バンコクにおける 2000 年の火災を対象物別に見ると、図表-15 のとおりである。

図表-15 バンコクの対象物別火災件数（2000 年）

対象物	件数	対象物	件数
住居	165	ホテル	2
スラム・ゲットー	14	ガス・ステーション	1
工場	22	民間ホール	2
倉庫	8	病院	1
事務所	3	映画館	1
高層建物	11	車庫	2
寺院	7	電気設備	71
学校	2	屋台	4
アパート	4	その他	82
		合計	402

タイにおける火災の原因調査は、警察の捜査が担当していることもあり、火災の原因について正確な資料が得られていないが、電気系統からの出火が第 1 位といわれている。

これはタイの電気工事がやや雑であることが多い上に、電力事情から過電圧が流れることがあったりすること、電圧が 220 ボルトであることなどが影響していると思われる。次いで、タバコ、ガス爆発などとなっている。

2 その他の災害

20世紀アジア自然災害データブック（アジア防災センター）によりタイの1990年代の自然災害の状況を見ると**図表-16**のとおりである。

図表-16 1990年代の自然災害の種類別状況

災害種類	件数	死者数	負傷者数	避難者数	被災者数	推計損害額 US千\$
旱魃	3	0	0	0	8,500,000	2,000
洪水	18	726	651	151,553	10,549,900	2,919,728
高波	1	0	0	200	0	267
暴風	11	160	20	62,587	2,780,979	190,293
合計	33	886	371	214,346	21,830,279	3,112,288

注：死者数は、死亡が確認された者、行方不明で死亡したと推定される者

負傷者数は、災害による負傷で医療手当を必要とする者

避難者数は、緊急避難所を必要とする者

被災者数は、生活物資援助必要者

推計損害額は、災害による直接的、間接的な経済損失

次表も同じ。

この図表を見ると地震や火山による被害が見られず、洪水と暴風が自然災害の主なものとなっている。

タイの洪水の原因としては、

- ①国土を北から南へ貫流するチャオプラヤ川流域の大雨による氾濫
- ②流水量の増加とタイ湾の高潮の時期が重なり水が逆流、停滞
- ③周辺の農耕地から都市部への水の流入
- ④市街地における過度の地下水の汲み上げによる地盤沈下
- ⑤洪水管理施設の排水能力の不足
- ⑥道路建設に伴う運河の埋立て

などがあげられている。

これらの対策としては、上流部における貯水ダムの建設、地下水汲み上げの制限、農村部から都市部への水の流入を防ぐ堤防の建設などが行われている。

同じ資料により、図表-16 の 1990 年代の自然災害について個々の災害の状況を見ると、
図表-17 のとおりである。

図表-17 1990 年代の主な自然災害の状況

発生年月日	災害種類	死者数	負傷者数	避難者数	被災者数	推定損害額 US 千 \$
1991.03.	旱魃	0			2,500,000	
1993	旱魃	0				2,000
1999.01.	旱魃	0	0	0	6,000,000	
1991.08.	洪水	0				
1991.10.26	洪水	1		100	14,474	1,478
1993.10.31	洪水	4	2	613	302,247	319,850
1993.11.29	洪水	23	252	16,487	377,070	1,261,000
1993.12.06	洪水	14		13,228	179,446	400,100
1994.07.	洪水	60		59,000		238,000
1994.08.02	洪水	9			10,000	
1994.10.21	洪水	11	3	3,141	109,113	30,000
1995.09.08	洪水	231		56,984	4,224,000	140,500
1995.10.28	洪水	200		2,000		400,000
1996.10.17	洪水	91			5,000,000	89,300
1997.08.25	洪水	46	394		50,000	39,500
1997.09.18	洪水	14				
1999.10.01	洪水	10	0	0	170,000	
1999.12.04	洪水	2	0	0	2,000	
1999.02.	洪水	3	0	0	20,000	
0999.08.	洪水	7	0	0	90,700	
1999.08.	洪水	0	0	0	850	
1999.12.23	高波	0	0	200	0	267

発生年月日	災害種類	死者数	負傷者数	避難者数	被災者数	推定損害額 US千\$
1990.10.02	台風	36				50,000
1991.08.17	台風	38	20	35,407	1,858,811	8,323
1992.10.16	台風	3		13,007	93,102	
1992.10.17	台風	0			160,550	
1992.05.19	暴風	40				
1992.11.12	暴風	3		14,113	105,674	106,900
1993.07.11	暴風	4		60	188,388	25,070
1993.09.29	暴風	0			25,468	
1994.05.08	熱帯性暴風	0			5,000	
1995.08.09	熱帯性暴風	27				
1996.08.21	台風	0			343,386	

注：数字の記載のないところは、原資料で記載のないものである。

3 緊急通報

消防、警察、救急等の緊急通報の電話番号は、次のようにになっている。

火災通報 199

警察通報 193又は123

交通警察 193

救助出動 199

救急 252-2171~5

附 I バンコク都の消防事情

1 概況

バンコクは、タイの首都である。面積 1,569 Km²、人口約 800 万人。

バンコクの消防は、チュラロンコーン大王統治時代の 1899 年にシャム陸軍消防隊が消防業務に当たったのが、最初といわれている。

その後、1918 年に警察へ、さらに 1931 年にバンコク市に移管になり、消防は独立した組織になったが、1937 年に再び警察組織に組み入れられていた。

2002 年 12 月に、国の内務省のタイ王室警察に直属していたバンコク警察消防局がバンコク都に移管された。

2 現在の消防体制

警察消防局時代のバンコク消防局の職員総数は、1,715 名（幹部 232 名、消防士 1,483 名）で、消防署数は 35、支署 9 であった（2000 年）。現在の状況は、前記（22 頁及び 23 頁）の図表 9 及び図表 10 に示すとおりである。

すなわち、職員総数 1,537 名を擁し、4 つの方面消防本部、24 の消防署、46 の支署から成っている。

3 火災の状況

(1) 火災件数

1987 年～2000 年のバンコクの火災件数の状況は、図表-13（37 頁）のとおりである。

近年やや減少傾向にあるが、毎年 400～700 件程度である。

2000 年の火災を対象別に見ると図表-15（38 頁）のとおりである。

住居に次いで、その他を除くと電気設備が多くなっている。

火災原因については、統計的な資料は得られていないが、電気系統からの出火が第 1 位であるといわれている。次いでタバコ、ガス爆発、ロウソクなどとなっているようである。電気系統の火災が多いことは、電気工事がやや雑であること、電力事情から過電流が流れることがあったりすること、電圧が 220 ボルトであることなどが影響していると思われる。

4 消防車両の保有状況

消防車両の保有状況（1999 年現在）は、図表-11（35 頁）のとおりである。

5 救急・救助

消防は、火災現場などにおける消防隊員の負傷者等を病院に運ぶが、一般の急患や事故の負傷者等の搬送は担当していない。病院も病院間の患者の搬送を行うだけである。

6 消防財政

消防局予算

402,072,800 パーツ（1 パーツは、2005 年 5 月現在約 2.7 円。）

7 その他

警察消防局時代のバンコク消防局は、100km 以内の消防に出動し、また、救助業務については、全国を地域分担し、応援に出動していた。

また、王宮の警護も担当していた。

附 II 火災の危険の防止及び抑制法

仏暦 2495 (西暦 1952)^{注1)}

(仮訳)

注1：タイの「火災の危険の防止及び抑制法」の英訳されたものを和文に仮訳したものである。法律の表題には制定年が仏暦でしか表されていないが、便宜のため西暦を加えた。

制定文（省略）

[法律の名称]^{注2)}

第1条 この法律は、「火災の危険の防止及び抑制法（仏暦 2495）」と称する。

注2：法律には、見出しがついていないが便宜のため、見出しをつけ〔 〕で表示した。

[法律の施行]

第2条 この法律は、官報公布の日から施行する。

[法律の施行区域]

第3条 この法律は、すべての自治市町の区域（及び衛生区）^{注3)}に施行し、必要がある時は勅令によりその他の区域に拡げることができる。

注3：1999年の「衛生区の自治市町への格上げに関する法律（The Transferring Sanitary District into Municipality Act）」により従来の衛生区が自治市町へ格上げになり衛生区はなくなることになった。そのため、関係条文は改正（削除）されていると思われるので、（ ）内に入れた。従来の衛生区では衛生区委員会が執行機関と立法機関の両方の役割を担っていたが、新しい自治市町では議会と執行部又は執行委員会が設けられている。以下衛生区に関する規定について、同様である。

[火災抑制法の廃止]

第4条 火災抑制法 R.S.117 は、廃止する。

[定義]

第5条 この法律において、

「大臣」は、この法律の執行について責任を有し、管理する大臣を意味する。

自治市町の地位まで昇格している地方の「地方機関」は、市町長又は代表権のある委員、（衛生区の地位まで昇格した地方の「地方機関」は、衛生区の委員長又は代表権のある委員、）自治市町（又は衛生区）の地位まで昇格していないその他の地方にあっては、「地方機関」は、県知事又は代表権のある部長である。内務大臣は、必要があるときは、適任者を地方機関として、官報に告示することにより任命することができる。

「消防隊員」は、この法律の規定に基づき、消火のために地方機関に任命された職員を意味する。

[内務大臣の権限]

第6条 内務大臣は、この法律の執行に責任を有し、管理し、次の目的のために省令を定める権限を有する。

- (1) 可燃物の使用及び保管の条件を定めること
- (2) 可燃物を取り扱う者に使用している建造物又は行っている事業の性質に従って、火災防止又は消火の安全設備を保有することを求めるこ
- (3) 火災防止又は消火に関して使用する信号又は記号を定めること

(4) 消防隊員の使用する制服又は記章を定めること

これらの省令は、官報の公布により効力を発する。

[地方機関の義務及び権限]

第7条 地方機関は、火災を防止し、消火し及び次に掲げるものを設備する権限及び義務を有する。

(1) その地域に必要と思われる消防エンジン及び付属品、化学消火器又はその他の消火の物品

(2) 火災をただちに消火するのに必要と思われ、もし適當と思われるときは、セットとして広げられる
ように第1号で定めたものを設置する場所

第1章 火災予防

[検査官]

第8条 地方機関は、自治市町の理事（councilor）、衛生区の委員、自治市町の助役、衛生区の助役、3級以上（注3）の自治市町の職員（又は衛生区の職員）、郡長代理、郡に任命された行政支局長、3級以上の通常の公務員又は中尉（Sub-Lieutenant）以上の警察官を検査官として任命することができる。

注4：この法律制定当時は、一般の公務員の等級は5級に区分されていたが、1975年の職階制の導入により、11級に細分され、これは国家公務員のみならず地方公務員にも適用されている。従って、この3級は6級程度に改正されていると思われる。以下についても同様である。

[検査官の義務]

第9条 検査官は、次に掲げる義務を有する。

(1) 可燃性のものを検査すること

(2) この法律又は火災を防止のための他の法律による義務を有する者を監督し及び管理すること

[検査官の権限]

第10条 検査官は、次に掲げる権限を有する。

(1) 日の出から日没までの間に、可燃物があると信じるに足る理由がある建造物に立ち入ること

(2) 省令の定めるところにより、建造物の所有者又は占有している者に対して、可燃物を移動し、取り壊し、又は変更し、若しくは火災の危険の予防又は抑制に必要と思われるものを据え付けることを忠告すること

[検査官の職務執行]

第11条 検査官は、その職務を執行の際は、自己の記章を示し、第10条に従って建造物に立ち入り又は忠告する理由を述べなければならない。

[報告]

第12条 第9条及び第10条の規定により執行した事件ごとに、検査官は地方機関に報告しなければならない。

[地方機関の検査]

第13条 地方機関は、第9条及び第10条に規定したのと同じ権利及び義務を有する。

[特別検査官]

第14条 大臣が必要があると認めたときは、3級以上又はそれと同格の公務員を特別検査官として任命する

ことができる。

特別検査官は、地方団体にこの法律の執行に関して助言する権利と義務を有し、第 9 条及び第 10 条に規定したのと同じ権利と義務を有する。

第 2 章 火災抑制

[消防長] ^{注5)}

第 15 条 大臣は、火災消火、火災訓練、並びに消防隊員の監督及び管理の権限及び義務を有する地方の消防長を官報告示によって任命することができる。

注 5 : the Local Fire Director と英文で示されている役職がどのようなものであるのか、この法律だけでは不明であり、仮に（地方の）消防長と訳した。

[消防隊員等の火災消火責任]

第 16 条 地方の消防隊員、警察官及び地方機関は、火災消火の責任を有する。

[火災発生時の通報義務等]

第 17 条 火災の発生したときは、建造物の所有者又は占有者、管理を委託されている者、及びそこに住む者は、火災を消火し、第 16 条に規定するもっとも近い機関にただちに通報する義務がある。

前項で定める者は自身で又は他の者に依頼して当該機関に通報しなければならず、当該機関に通報しなかった場合には、当該前項で定める者は責任を有する。

[火災発見者の義務]

第 18 条 建造物から火災が発生したのを発見した者は、その所有者又は占有者に火災を消すよう通報しなければならない。もし所有者又は占有者が不在のときは、火災を発見した者は、もしできるのであれば火災を消火しなければならない。もしできないときは、第 16 条で定める最も近い機関に通報しなければならない。

[消防隊員等の消火のための消防設備使用]

第 19 条 所有者又は占有者のいる建造物に火災が発生したときは、最も近い消防隊員、警察官及び地方機関は、所有者又は占有者に属する消火エンジン及び付属品、化学消火器、又はその他の消火設備を火災を消火するのに必要な限り、使用して火災を消火する権限を有する。

[消防長の権限]

第 20 条 火災消火の目的のために、消防長は、第 16 条に規定する機関に命令をする権限を有する。

- (1) 火災の罹災者の財産を一時的におく場所を作ること
- (2) 火災を消火するために火災地区の交通を迂回させること
- (3) 火災場所にロープを巡らし、無用の者の進入を禁止すること
- (4) 命令を保持し、窃盗及び強盗に対して対策を講ずること
- (5) 火災を消火するために、火災の発生している建造物、及び土地又は近隣の住居に入ること、ただし、最後の場合は、所有者又は占有者の許可を第一に得なければならない。3級以上又はそれと同等の政府の職員、3級以上又はそれと同等の自治体（又は衛生区）の職員、副郡長又は郡に選任された行政支局の長が現場におり、そのような進入に責任をもつ場合でなければならない。

- (6) 火災の罹災者を救助し、又は火災の危険からその求めに応じ、所有者の財物を待ち出すことを助けるために近隣の建造物又は土地に立ち入ること
- (7) 火災の消火のために、個人の池、井戸、配水管、放水路又はその他の水の貯蔵場所から水を引くこと

[破壊消防等]

第 21 条 火災の拡大を防ぐために、消防長は、火災の拡大を生じさせると思われる建造物又は物の全部又は一部を必要やむを得ないと限りにおいて、取り壊し、引き落とし、移動させ、破壊する権限を有する。

[火災訓練区域]

第 22 条 火災訓練を指揮するために、消防長は、合理的であり、かつ、必要と思われる限度において次のことをすることができる。

- (1) 火災訓練区域を定めること
- (2) 火災訓練区域の交通を迂回させること
- (3) 火災訓練区域をロープを巡らし、無用の者の進入を禁止すること

第 3 章 雜 則

[火災消火後の措置]

第 23 条 火災が消火した後に、地方機関は、大臣の定めた規則に従って、救済の組織を作り、一時的な避難所を設け、又は平安の維持に努めなければならない。

[意図的火災発生時の費用支払義務]

第 24 条 もし、所有者又は占有者がこれらのもの又は他人が保険を掛けた建造物又は財産に意図的に火災を発生させたときは、その者は、自治市町、衛生区又は県が蒙った経費を支払う義務がある。

[公務員の見なし規定等]

第 25 条 この法律を執行する職員は、刑法の公務員と見なす。

この法律を執行する職員又は第 18 条の規定を実行する者は、民・商法第 450 条により保護される。

[罰金の帰属]

第 26 条 この法律に基づき地方機関に関して支払われた罰金は、同一の地方機関の収入として支払われる。

第 4 章 罰 則

[検査官立ち入り拒否の罪]

第 27 条 第 10 条第 1 号に基づく検査官の立ち入りを拒んだ者は、2百バーツ以下の罰金に処する。

[省令違反等の罪等]

第 28 条 この法律に基づき発せられた省令に違反し又は従わず、若しくは第 12 条に基づく地方機関の命令に従わなかった者は、1月以内の禁固又は1万千バーツ以内の罰金若しくはそれらの併科に処する。

地方機関の申請により裁判所は、違反者に命令の期限内に可燃物を取り除き、変更し又は破壊するこ

とを命令することができる。

裁判所の命令を行わなかった場合は、地方機関は、裁判所に違反者の負担で実行する命令を求めることができる。

[火災発生の通報義務等違反の罪]

第 29 条 第 17 条の規定に従わない者は、1 月以下の禁固又は 1 千バーツ以下の罰金若しくはそれらの併科に処する。

[火災発見者の通報義務等違反の罪]

第 30 条 第 18 条の規定に従わない者は、50 バーツ以下の罰金に処する。

[火災現場及び火災訓練区域立ち入り禁止違反の罪]

第 31 条 第 20 条第 3 号又は第 22 条第 3 号に基づく命令に違反し又は従わなかった者は、1 千バーツ以下の罰金に処する。

第 32 条 ?

[違法な制服等の着用及び虚偽の警報等の罪]

第 33 条 この法律に基づく行為をする公務員であるように、不法に省令に定める制服又は記章を着用し又は保持し、若しくは故意に虚偽の火災防止又は抑止に使用される警報又は信号若しくは表示をした者は、1 年以下の禁固又は 5 百バーツ以下の罰金若しくはそれらの併科に処する。

「タイの消防事情」関係参考文献

タイの消防事情関係（消防事情と関係のある地方行政制度等を含む。）の主な参考文献を掲げる。

＜タイの行政・地方自治制度＞

- ・増補改訂版比較地方自治－諸外国の地方自治制度－ タイ 山下氏・谷聖美・川村毅著 第一法規 1992年9月
- ・アジア諸国 の地方制度 タイの地方行財政度 橋本卓著 （財）地方自治協会 1993年3月
- ・タイの行政制度－地方の行政を中心に－ （財）自治体国際化協会 1998年3月
- ・タイの地方分権の動きと人材育成 （財）自治体国際化協会 2000年6月

＜タイの消防・防災事情＞

- ・アジアの消防（1）タイ 岡部宏泰著 近代消防 全国加除法令出版 1972年12月
- ・タイの消防について タイ警察消防局長述 大野春雄訳 IFCAA Vo1.12 No.23 1983年
- ・タイ国消防の現況 タイ警察消防局長述 大野春雄訳 IFCAA Vo1.14 No.27 1987年
- ・国際緊急援助体制調査・説明団に参加して（その3・完） 金子行照著 近代消防全国加除法令出版 1989年1月
- ・海外の安全防災に係る法令・規則に関する調査・研究報告書 タイ編 （社）日本損害保険協会安全技術部 1990年3月
- ・タイ消防事情調査報告書 （財）日本消防設備安全センター 1991年
- ・海外消防情報調査研究委員会報告書＜世界各国の消防に関するアンケート調査結果＞ 1993年12月 海外消防情報の活用に関する調査研究委員会
- ・発展途上国の消防防災行政に関する調査研究報告書 タイ （財）消防科学総合センター 1994年3月
- ・国際技術協力を終えて 1～3 山田宏二著 東海望楼 1996年9月～11月
- ・タイ王国の消防事情（調査報告書） 安斎敬幸著 2000年4月
- ・20世紀アジア自然災害データブック アジア防災センター 2000年7月

その他タイ政府の資料等

既 刊

海外消防情報シリーズ	1	イギリスの消防事情（改訂版）	A4版	本文77頁
海外消防情報シリーズ	2	ドイツの消防事情	A4版	本文63頁
海外消防情報シリーズ	3	フランスの消防事情	A4版	本文67頁
海外消防情報シリーズ	4	アメリカの消防事情	A4版	本文91頁
海外消防情報シリーズ	5	韓国の消防事情	A4版	本文37頁
海外消防情報シリーズ	6	中国の消防事情	A4版	本文42頁
海外消防情報シリーズ	7	フィリピンの消防事情	A4版	本文48頁
海外消防情報シリーズ	8	マレーシアの消防事情	A4版	本文52頁
海外消防情報シリーズ	9	インドネシアの消防事情	A4版	本文66頁
海外消防情報シリーズ	10	ベトナムの消防事情	A4版	本文61頁
海外消防情報シリーズ	11	オーストラリアの消防事情	A4版	本文61頁

海外消防情報シリーズ12

タイの消防事情

発 行 平成17年12月

[編集・発行] 海外消防情報センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16

(財)日本消防設備安全センター内

電 話 (03)3501-7925

FAX (03)3501-7903

無断転載禁ずる

定 價 1,050(本体 1,000円+消費税 50円)